

令和7年

第4回定例会

会議録

令和7年12月11日

## 令和7年第4回江差町議会定例会 (第1号)

### ◎期日及び場所

令和7年12月11日（木）午前10時00分江差町役場議場

### ◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定 〔議長諸般の報告〕
日程第3	閉会中の継続調査の申し出について
日程第4	令和7年第3回定例会 認定第1号 令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第2号 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第3号 令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第4号 令和6年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第5号 令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第6号 令和6年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第7号 令和6年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第8号 令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について 認定第9号 令和6年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について 認定第10号 令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定について 〔町長行政報告〕
日程第5	一般質問
日程第6	議案第1号 江差町立保育所条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第2号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第3号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第4号 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10	議案第5号	江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第6号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）について
日程第12	議案第7号	令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について
日程第13	議案第8号	令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第14	議案第9号	令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第15	議案第10号	令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第16	議案第11号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第17号）について
日程第17	発議第1号	国立病院の機能強化を求める意見書の提出について

## ◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定 〔議長諸般の報告〕
日程第3	閉会中の継続調査の申し出について
日程第4	令和7年第3回定例会 認定第1号 令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第2号 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第3号 令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第4号 令和6年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第5号 令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第6号 令和6年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第7号 令和6年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第8号 令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について 認定第9号 令和6年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について 認定第10号 令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定について 〔町長行政報告〕

日程第 5	一般質問	
日程第 6	議案第 1 号	江差町立保育所条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 2 号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 3 号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 4 号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 5 号	江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 6 号	令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 16 号）について
日程第 12	議案第 7 号	令和 7 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 13	議案第 8 号	令和 7 年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 14	議案第 9 号	令和 7 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 15	議案第 10 号	令和 7 年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
日程第 16	議案第 11 号	令和 7 年度江差町一般会計補正予算（第 17 号）について
日程第 17	発議第 1 号	国立病院の機能強化を求める意見書の提出について

### ◎出席議員（12名）

議長	萩原 徹
副議長	塚本 真
議員	打越 東 亜夫
〃	飯田 隆一
〃	小野 寺 真
〃	室井 正行
〃	小梅 洋子
〃	西海 谷 望
〃	出崎 太郎
〃	田畠 豊利
〃	大門 和幸
〃	増永 一彦

## ◎出席説明者

(議會事務局)

局長梅 川 年 代  
書記木 下 和 樹

開会 10：00

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和7年第4回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、7番、室井議員、8番、小野寺議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

はい、議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(委員会報告)

おはようございます。（「おはようございます」の声）

議会運営委員会からの報告を致します。

まず、委員会の開催状況ですが、当委員会は11月26日、12月1日の2日間委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には江差町保育所条例の一部を改正する条例についてを始め、全11件の議案が提出されているほか、議員発議1件、一般質問は6名の通告であります。詳細につきましては、えーお手元に配付しております報告書の通りでございます。

会期の日程についてですが、議案・審議内容などの観点から、会期日程を本日 12月 1 1日の1日間とすると、することと致しました。

一般質問等についてであります、これまでの定例会と同様と致します。町理事者の反問権についても従来通りでございます。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

(議長)

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告どおりにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日 1 日と致します。

一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、1回目は演壇で、2回目以降は自席で行うことと致します。

質問の回数は、再々質問まで答弁を含め 60 分の時間制を採用して行うものと致します。

また、理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来るものとし、それに要する時間は、60 分の制限時間外とすることに決定致しました。

また、議場内の換気のため出入り口のドアを開口していますので、ご協力お願い致します。

(議長)

次に、議長から諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付の通りで、ご了承願います。

(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、議会改革調査特別委員会から会議規則第 76 条の規定に基づき、お手元に配布のとおり継続調査の申し出がありました。

(議長)

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出とおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第4、令和7年度第3回定例会、認定第1号、令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、10号、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についてまでの、各会計決算の認定を一括して議題と致します。

(議長)

ただ今の各決算、各会計決算の認定議案については、令和7年度第3回定例会において、令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会に一括付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「塚本委員長」

議長。

(議長)

塚本委員長。

「塚本委員長」

皆さん、おはようございます。（「おはようございます」の声）

えー、令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました塚本です。委員会の審査内容の報告をさして頂きます。

本委員会に付託されました審査事件につきまして、会議規則第78条の規定により、えー、審査をしておりますので、その旨、中身について報告させて頂きます。

審査事件ですが、令和7年度第3回定例会で決定しました、認定第1号の、おー令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか、えー認定第10号、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についての審査となりました。

審査の経緯と結果についてであります。本委員会は、令和7年9月10日に設置し、10月15、16、17の合計4日間、委員会を開催し審査を行っております。

また10月17日に、町長に対する総括質疑も併せて行っております。

その結果、一般会計の認定、決算認定については、賛成者多数により認定すべきものと認定、決定され、そのほか全ての特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、江差町・上ノ国町学校給食組合会計の認定、決算認定については、全委員の賛成により認定すべきと決定されたので報告致します。

なお、次の事項について意見・要望があつたことを申し添えます。

まず1つ目であります、技術系職員の欠員対策についてであります。

近年江差町役場の技術系職員は、早期退職や病気休暇等により欠員状況が続いております。

また、継続的に新規採用の募集を行ってはおりますが、応募が無く、思うような採用となつてない事も理解するところであります。

当町のみならず、全国の自治体においても同様の状態が起きている事も認識しておりますが、このような状況下で残された職員のみによる日常業務への対応は、非常に厳しいものと推察されております。限られた人員で、町民の安全安心を守るとともに、多様化している住民ニーズを的確に把握し、土木行政を適切かつ迅速に展開することが求められているため、これまでの応募者を待つと言うような画一的な手法ではなく、工業系大学等に通じた学生へのアプローチや情報配信、人材育成の支援など新たな手法により人材を確保するような手法についても検討を願いたい。

これらについて、専門的な知識、資格を有する職員を必要とする、ほかの部署においても同様であり、それらも含め総合的な見地に立った行政組織の整備に努めて頂きたい。

えー2つ目であります。不適正事務等に係る再発防止の徹底についてであります。

これまで職員の不祥事や不適正な事務処理等が発生した場合、それぞれの事案に応じてマニュアルの整備やチェック体制の強化、徹底など、再発防止策を講じたとの報告がされておりますが、残念ながら、同様の不備が繰り返し発生しています。

組織的に対応している中で、少なからず、ヒューマンエラーが発生してしまうことがあります、それに対する再発防止を講じたことで一定期間は効果があらわれますが、その後の年数の経過により、職員の意識や、意識の低下や人事異動などによる引き継ぎ不足等により、それぞれの事案に対する組織的な再発防止の推進力が弱まることも想定されております。

人為的なミスが繰りされ、繰り返される中、可能性があることを前提に、それぞれの部署に任せるだけでなく、再発防止の取り組み状況を組織において、定期的に確認していく仕組みも必要と思われます。

再発防止の取り組みが維持され、職員間にその意識が根づき、全ての職員が、適正に職務を執行出来るような組織体制の、えー確保を望むところであります。

以上、委員会報告に代えさせて頂きます。

(議長)

以上で委員長の報告が終わりました。

お諮ります。

ただいま報告がありました、各会計決算の認定議案については、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これより認定第1号から順次、討論・採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認定第1号から順次、討論・採決を行います。

(議長)

認定第1号、令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論希望はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、討論を終結致します。

(議長)

認定第1号の採決を行います。

令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は、認定で、認定するものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第1号は、認定することに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

認定第2号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和6年度江差町、かん、上ノ国町学校給食組合会計決算の認定につ

いてまでの9件については、この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。  
本件については、討論を省略し、順次採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次、採決を行います。

(議長)

認定第2号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、  
委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第2号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第3号、令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、  
委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第3号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第4号、令和6年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長  
の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第4号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第5号、令和6年度江差町公設地方卸売市、卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第5号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第6号、令和6年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第6号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第7号、令和6年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、に、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第7号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第8号、令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第8号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第9号、令和6年度江差町公共下水道事業特別、事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第9号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第10号、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第10号は、認定することに決定致しました。

(議長)

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

寄附採納についてご報告申し上げます。

令和7年11月30日、東京江差会会长 阿部秀一様より、現金6万円のご寄附を頂きました。

先日、先月開催された総会に、私と議長が出席した際、会員様からのふるさと応援のための募金として、ご寄附頂いたものであります。

同会は、江差町を応援するため、ふるさと貢献事業等を継続的に実施され、令和5年度以来、毎年ご寄附を賜っております、累計額は16万円となっております。

頂きましたご寄附につきましては、江差町の発展のために有効に活用させて頂きます。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第5、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり6名の議員から通告がありました。

通告順に従って、順次これを許可致します。

(議長)

まず、増永議員の発言を許可致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは質問させて頂きます。

えークマ対策についてでございます。えー令和7年度は、全国的にクマ騒動が例年に無いくらいの報道がなされ、江差町でも、同様に連日、クマ騒ぎが報道され、追分の里でなく、熊の里江差町とまで言わされました。農家の作物被害、家庭菜園被害、各イベントの中止等で江差町の経済に大打撃を与え、町民に不安と恐怖も与えました。猟友会江差支部江差部会と役場職員、職員等の活動により、えー11月7日現在、18頭の過去最高の捕獲です。人身災害が無い事が何よりです。

猟友会江差支部江差部会の負担軽減のためにも、ガバメントハンターの確保が必要と思われますが、江差町として、ガバメントハンターについて、今後どのように考えているのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の、えー1問目、クマ対策としてのガバメントハンターの配置に関する町の考え方についてのご質問にお答えを致します。

ご質問の通り、クマなどの有害鳥獣が人の生活圏へ侵入するケースが増える一方で、ハンターの高齢化や担い手不足が全国的にも大きな課題となっており、その対策の一つとして、現在、狩猟免許を持つ自治体職員、通称ガバメントハンターの配置が注目されているところでございます。

現在、江差町有害鳥獣対策実施隊員として登録している、じゅうりょ、銃猟免許を有する実施隊員、いわゆるハンターと言われる方は8名おります。当町におけるハンターの年齢構成を申し上げますと、70代が2名、50代が1名、40代が3名、30代が2名となっており、ほかの自治体に比べ、比較的若い世代の年齢構成になっています。

当町の実態と致しましては、若い世代が多く、実際にクマの捕獲経験が浅いことが課題であったことから、今年度は、道の派遣制度を活用し、専門人材による現場でのハンターと役場担当職員に対する実地指導などを定期的に実施して頂いたことで、若手ハンターの捕獲技術が向上し、今年度におけるクマの捕獲頭数を大きく、ど、増加させる要因に繋がったものと考えております。

また、北部地区で30代、40代の農業者2～3名が、今年度新たに狩猟免許を取得する意向があるとの情報も寄せられております。引き続き、ハンターへの財政的支援を行い、人材確保に努めるとともに、専門人材による定期的な実地指導を頂くことで、若手ハンター並びに役場担当職員の現場対応スキルの向上を図ることに重点を置いた取り組みを進めて参りたいと考えております。

従いまして、現時点では、江差町と致しまして、喫緊にガバメントハンターの配置を検討しなければならない状況には至っていないものと認識しておりますので、ご理解願います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、ん、結果的には、現時点では、江差町はガバメントハンターについては、考えてないという結論ですね。

それでは、ちょっと2問目いきます。えー先ほども、あの一町長の方から江差町のハンターの構成メンバーを、ま、聞きました。で、ですね、それを踏まえて、えー春期管理捕獲はですね、2月1日から5月31日までの4ヶ月間、クマ対策に必要な人材育成と地域管理体制の充、充実を図ることを目的で行われておりますが、江差町では、令和7年、実績結果として、4ヶ月間のうち、延べ2日間のみ行われ、ハンター3名の参加、捕獲数ゼロという状況でしたので、ちょっとその辺踏まえて、今年度はもっと内容を充実させて、捕獲数を増やして、そして、ハンターの育成にして頂きたいというふうに思っております。

また、春期管理捕獲は、その年のヒグマ対策の重要な管理対策です。専門家は、えー出没数の増加原因を、個体数の増加、山のエサの不作、母クマからの学習、学習した人を警戒しない新世代クマ等によるもので、駆除を強化し、個体数の管理が重要と言っております。

では、江差町には、鳥獣被害防止対策協議会がありますが、その協議会で、江差町は、あ、ごめんなさい、江差町鳥獣被害防止計画が作られ、今年が最終年度を迎えます。令和8年度からは、新たな計画策定が作られると思いますが、管理駆除、えーごめんなさい、えー、うーんと、しょ、周辺の地域への抑制、重要な項目ですので、掲載されると思いますが、生息環境の管理、すなわち、広葉樹の育成については、あまり問題視されておりません。是非、生息環境の整備も重点計画として掲載をお願い致します。ご答弁は結構です。

次、2問目いきます。えー交付金申請について。

コミュニティプラザえさしがオープンして約1年半が過ぎました。地方創生拠点整備タイプ施設整備計画によると、1年目は130万4千円の事業収入になっています。

しかし、令和6年度の使用料は16万9,650円で計画の13%、令和7年度予算案では、使用料20万円と雑収入10万円の30万円を見込んでいるという答弁をされました。同整備計画では、2年目は325万円となっております。令和7年度11月現在の事業収入と同年度末の予定収入をお伺い致します。

また、令和6年9月定例会時に、まちづくり推進課長は、同整備計画は、内閣府のヒアリングを受けながら、高い目標設定をした計画で、一般的な内容の、う一、計う一、財政シミュレーションでは無いと答弁されましたが、誰が高い目標の数字を決定して、えー申請したのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の2問目、コミュニティープラザえさし・エコー建設に係る交付金申請における施設整備計画についてのご質問にお答えを致します。

最初に、コミュニティープラザえさし・エコーの、令和7年度11月末時点の事業収入につきましては、貸館の使用料収入が26万1,100円となっております。

年度末の予定収入につきましては、今の現、今の時点でお示しは出来ませんが、貸館の使用料につきましては、既に予算額をうわ、上回っている一方で、雑入として、予算計上しております、デジタルサイネージの広告料につきましては、現時点で収入がゼロとなっております。町広報や町のホームページでの周知を行ってきたところではございますが、改めて制度の周知を図って参りたいと考えております。

次に、コミュニティープラザえさし・エコー建設において活用致しました、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプの交付申請にあたり、内閣府に提出致しました施設整備計画の事業収入の計画の数値を誰が決定して申請したかというご質問でございますが、まちづくり推進課におきまして、内閣府等の事前、えー相談を3回に渡り行い、内容数値について整理を行った上で計画書を作成し、えー必要な町長決裁、手続きを経て、内閣府に提出したものでございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

**「増永議員」**

と言う事は最終的に、あーごめんなさい、あのーそしたらその数字を決定されたと言う事は、最終的には、町長が判断されて出したってことでよろしいですね。そしたらね。

それでは2問目いきます。え一同整備計画では、10番、先行性に関わる取り組み、取り組み、(1)自立性、え一事業を進めていく中で、事業推進主体が自立して行くことにより、将来的に交付金にたよ、頼らずに、事業として継続して行く事が可能となる事業であること、の項目に、先ほどの売上明細が自立する目的で記入されております。

しかし、令和6年度の実態は、7千、あー750万円の運営費をかけて、16万9,650円の収入で、非常に効率の悪い運営状況です。

同整備計画の3年目で、747万9千円の収入を見込んで、3年目で、運営費と収入がイコールで自立する予定になってますが、しかしこの数字は、高めの目標ですので、実態とはかけ離れて、あてにならない数字です。

令和6年9月、定例議会時に、まちづくり推進課長は、コミュニティプラザの答弁で、上町に人の流れを作り、賑わいを創出し、地域の活性化に繋げていくための施設。それが大前提。いいですか。それが、ざい、大前提。その上で、事業収入、収益を基本計画の事業を通じて収、収益を上げる必要があると掲載していると答弁されました。覚えてますか、課長。

さすれば、同整備計画では、自立性の内容ですが、江差町の考え方は、上町に人の流れをつくることが目的で、収入は二の次ですよね。同整備計画と乖離してませんか。初めから、自立する気がないんですよね。コミュニティプラザえさしがあるうち、毎年750万円の運営費が必要になりますが、同整備計画では3年目で747万9千円の収入を見込んでいます。実際に750万円の収入は、何年後になるかお伺い致します。どんぶり勘定で分からぬなら分からぬでも結構ですのでご答弁をお願い致します。

**「まちづくり推進課長」**

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

増永議員からの再質問にご答弁申し上げます。

え一増永議員から、あーただ今、あ一コミュニティプラザえさし・えさしエコーの交付金活用にあたって、え一私達の方で、え一内閣府の方に提出致しました施設整備計画の事業収入の額について、え一実態と合っていないんではないかと。それでどんぶり勘定で出

したんじゃないのかという趣旨のご質問でございました。

えー先ほど、町長からの答弁でも申し上げました通り、えー内閣府に申請するにあたっては、内閣府の担当者とも、おー3度に渡り事前相談を行って、数値等も含めて、えー様々な修正作業を行って提出したものでござい、ございます。

えー令和6年9月の定例会の中でも、私の方でも答弁をさせて頂いておりますが、これにつきましては、財政シミュレーションと言う事ではなくて、えーこの施設を運営、運営するにあたって、えーどういった、あーこの交付金を活用するにあたり、えーこの施設の、おー将来性を考えた時に、にー、如何に一般財源を少なくして行くかって言うのが、交付金の中でも求められておりますので、そういう高い目標設定をした中で、えー数値を積み上げていったと言う事でございます。

えー現状3年目では、あ一事業収入747万9千円と言う事でお示しをしておりますが、現時点ではなかなかこの数字を達成するのは難しい状況かなとは思いますが、引き続きですね、えー上町に人の流れを作る中で、えーあそこを積極的に活用頂きながら、少しでも事業収入の確保に努めて行くと、こういうスタンスで担当課としては、あー運営をして参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

「増永議員」

議長。私の質問と違います。答弁。

(議長)

あー、あのー課長。課長。その収入が750万円。

「増永議員」

750万。

(議長)

今、今、私、話してるんで。

750万が3年後ならなかつたけども、何時なるんだ。分からなかつたら分からぬでというようなものもありましたので、お願い致します。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい、すいません。ちょっと答弁漏れでございました。えーと、750万が3年後では達成出来ないが、いつ達成出来るのかと言うところでございますが、現時点で達成出来るという見込みまで持っているものではございません。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

そしたら、本当のどんぶり勘定だ。自立性でやるっていう施設が、申請しておいといて、国を「(不穏当発言により削除)」んですか。酷いですね。それがまかり通るんですか。おか、おかしいんじゃないですか、それ、町長。それそ、ちょっとですね、少なくとも、これを作った段階で、やはり計画立てたと思いますよ。どういう形になるかって。でも、申請書には、間違いなく自立す、するって書いてんですよ。で、今、課長だって今、答弁したじゃないですか自立していかなきゃならないって。だけども、目標も何もない。どんぶり勘定。ひつどい形であなた方やってるんですね。ま、いいです。

次、いきます。3問目行きます。令和6年9月、定例議会に、まちづくり推進課長は、実績報告書などを通じて、KPIの達成度などについてチェックを受けることになると思いまますと答弁。覚えてますか、課長。

そこでお伺い致します。同整備計画の11番、交付対象事業の効果検証及び事業を、あ、事業見直しの方法、時期及び体制があります。内容は、毎年度3月末時点のKPIの達成状況をまちづくり推進課が取りまとめ、江差町総合計画等検証委員会に報告し、検証を行い、毎年度8月に広報及びホームページにて公表とあり、毎年度9月定例議会に報告し、意見の聴取を行うとありますが、これも先ほどの数字同様に、この内容もフィクションですか。ノンフェクションですか。どちらなんでしょうね。もしノンフェクションであるんであればお伺い致します。

コミュニティープラザえさしについて、江差町総合計画等検証委員会が、いつ、何月何日に行われたのか、お伺い致します。広報に、何月号に掲載したのかもお伺い致します。ホームページに、いつ掲載したのかもお伺い致します。議会に、いつ報告したのかもお伺い致します。

以上、4点をお伺い致しますが、最後に、同整備計画やその他の交付金申請の内容は全てフィクションで、交付金を頂くためなら実在する組織、団体、議会運営の名前を勝手に使っても構わないと思ってますか。お伺い致します。

また、新道の駅の交付金申請も同様ですか、お伺い致します。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 10：35

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

まちづくり推進課長。

### 「まちづくり推進課長」

増永議員からの再々質問にご答弁申し上げます。

えー地方創生拠点整備タイプの施設整備計画の中におきまして、えー議員ご指摘の通り、えー交付対象事業の検、効果検証及び事業見直しの方法、お一時期及び体制のところで、えー外部組織による検証と言う事で、毎年度8月というふうに示しております。

その中で、えー議員おっしゃる通り、総合計、総合計画の検証委員会等での報告、う一或いは議会、えーホーム、広報ホームページの公表についても記載をしているところでございます。

現状ですね、まだ、このお一、内容で記載されているところの、お一検証報告については出来ておりませんが、内閣府の方にはですね、KPIの実績については、報告をしているというところでございまして、えー今後3月までにですね、えー総合計画の検証委員会については開催を予定しておりますので、その中で、えー改めて総合計画の検証委員の皆様にはですね、こう言った、あー検証の内容につきましては、お示しをしてご説明をさせて頂くと。それとともに、議会の皆様、或いは町民の皆様にも広報ホームページ等を通じて、公表させて頂くと言う事で取り進めをしたいというふうに思っております。

いずれにしましても、こちらの、この、おーエコーの、おー目的につきましては、先ほど申し上げました通り、上町にいかに人を作つて行くかと言う事で、これから色々課題も多く、多いかと思います。

ただ、あ一事業収入につきましては、1つの課題だと思っておりますが、あー全体的に、いーこの施設の目的が達成出来るようにですね、えー効果を発揮出来るように、まち課、まちづくり推進課としても取り組みをして参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

### 「増永議員」

議長、答弁漏れです。

(議長)

増永議員、答弁漏れ。何ですか。

**「増永議員」**

えーと、交付金を貰うためなら、実在する組織団体で、議長、あの一議会の名前を勝手に使っても変わらないと思ってますかっていう質問してます。

それと、新道の駅の交付金申請も同様のような形ですかと言う事を質問しております。この2点に関して、回答を得てません。

**(議長)**

まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

えー、まあ言い方として、あの一勝手にと言う事ではなくて、ある程度計画を出す段階では、えー関係する外部組織含めて、えー協力をお願いする部分で想定しながら記載をする部分もございます。

で、その中で、例えば、総合計画の検証委員会につきましては、あーここに記載され、計画に記載されております団体の皆様にもご参画を頂きながら、計画を進めていると言う事でございます。

今後におきましても、例えば道の駅の計画を含めて、そういう形で取り進めをして参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

**「増永議員」**

はい。

**(議長)**

増永議員。

**「増永議員」**

と言う事は、やって無いって事ですね。結論から言えば。

**(議長)**

増永議員、3問目です。お願いします。

**「増永議員」**

ちょっと、一言喋りたかったんで。

**(議長)**

いや、3問目です。もう再々、終わったんで。

「増永議員」

はい。

「増永議員」

えーそれでは、3問目。道の、新道の駅についてご質問致します。

えーこれを、質問する前に、私は、今回の定例議会に対して、資料請求をさせて頂きました。そして、資料、資料請求は、新道の駅の経済効果についてと言う資料を江差町に求めました。

そしたら、今現在、作成に至ってないため、提出できません。作成が完了しましたら、議会に提出させて頂きますと言う。今、現在もまだ出来て無い。と言う前提で質問させて頂きます。

経済効果とは、ある出来事が起こる事で、国や地域に経済的なプラスがどの位有るかをシミュレートして、金額で示したもので、事前に、いいですか。事前に判断するための重要なツールです。議会で、さんさい、再三に渡り、新道の駅経、えー経済効果の提出を質問してきました。令和6年12月17日、懇話会でも江差町民から21億円の経済効果に質問されています。そして、84%の町民が、21億円の投資金額について疑問を持っているので、新道の駅事業に反対しています。

町長は、町民、議会、経済効果を出すって言ってきましたが、いつ出すのかお伺い致します。前置きは要りません。何月何日のみ、ご変、ご答弁をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の3問目、新道の駅の、効、経済効果についてのご質問にお答え致します。

道の駅の経済効果につきましては、事業者グループからの提案書の内容に基づく、経済効果の試算を年度内に作成し、議員の皆様にお示ししたいと考えております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

**「増永議員」**

年度内ですか。と言う事は、来年の3月31日まで出すって事ですね。

でもおかしくないですか、町長。今、この12月に管理棟が解体されるんですよ。もう12月動くんですよ。そしたら、経済効、一番最初のとこ見て下さい。事前に判断するための重要なツールだって言ってるんですよ。って言う事は、江差町は、先ほど言った、経済効果も作らず、建物だけを作るための計画だけを作つて、事を進めて、江差の将来をどう考えてるんですか。江差町自体が経済効果考えてないで作ってるんですよ。そんな状況でいいんですか。

2問目いきます。令和6年12月17日、懇話会で、先ほど町長が言われた通り、事業者決定後に業者を提案させる。令和7年3月、定例議会においても、最後に町長は、いいですか、ここ大事ですよ。町長は、財政問題なので総括的に答弁させて頂きます。経済不安が、如何に皆さんから経済不安を取り除いて、地域の活性化に繋げるかと言う事をしつかり説明して参りますって、ちゃんと言ってるんですよ。それを3月まで延ばすんですか。それはあんまりじゃないですか。

と言う事は、もう最初から3月に作る予定だったんですか。その辺、ちょっと僕も疑問で思います。

ですから、じゃあ、今の段階では、来年の3月31日までに、きっちとした財政、経済効果を出すっていう受け止め方でよろしいんですね。

でも、いいですか。もうチョンボしてんですからね、町長。事業をやる前にやる事、事ですからこれ。今、町長言ってんのは、事進んでる中で今やろうとしてるんですからね。分かります。その辺、ちゃんと考えてもらわんと困りますよ。

で、もう1つ聞いてよろしいですか。3問目行きます。

2019年。

(議長)

ちょ、ちょっと待って下さい。今、再質問してんんですよね。

**「増永議員」**

はい、そうです。

(議長)

そのまま続けて下さい。

**「増永議員」**

あ、いいです、いいです。答弁はいいです。

(議長)

質問、答弁要らない様な質問しないで下さい。

**「増永議員」**

ああ、そうですか。じゃあ、答弁お願いします。

**「まちづくり推進課長」**

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

え一増永議員の再質問でございます。あの一道の駅の経済効果を示し、示すことが、あ、ま、事前にお示しをした上で、事業計画を進めるべきではないかと言う事かと思います。

えっ道の駅の事業の取り進めにおきましては、え一町としても、民間活力導入調査、あ一行っております。この中で民間事業者に対して、事業スキームや費用など、事業条件についての意向調査、市場調査を行っております。え一民間事業者からの、お一参加可能性を把握した上で、公募プロポーザルの手続きを行っているものでございます。

また、同じ民間活力導入調査におきましては、え一財政効果等の検討の中で、運営計画であったり、収支計画などについても検討を行っており、それを元にD B O方式と言う事を採用する結果となっております。

え一、まあ議員がおっしゃる経済効果については、これまでも議会答弁させて頂いておりますが、現時点でお示し出来ておりませんが、あ一計画に進、計画う一、ま、先ほど町長からの答弁にもありました通り、少なくとも3月末までにはお示しを出来るように、え一担当課としても取り進めして参りますのでご理解をお願い致します。

**「増永議員。」**

はい。

(議長)

増永議員。

**「増永議員」**

じゃあ3月31日までに、きっちと出して頂けると言う事で、じゃあ期待して待ってますんで、よろしくお願ひ致します。

え一次行きます。え一物価高騰対策について質問させて頂きます。

え一国は、え一物価高騰対策交付金を令和5年から令和7年の3年間の総額3億3,614万円を江差町に支給しました。

内訳として、令和5年度、低所得、低所得者子育て世帯、約1億3千飛び71万円。全世帯対象、約4,100飛び9万円。令和6年度低所得者子育て世帯、約1億1,136万円。全世帯対象、約4,536万円。令和7年度低所得者子育て世帯、約742万円。公衆浴場、約20万円。

えーこの3年間、低所得者子育て世帯、約2億4,949万円。えー公衆浴場、約20万円。全世帯対象、約8,646、いえ8,645万円で、低所得者子育て世帯の約35%です。物価高騰は低、低所得者や、あー子育て世帯への影響は大きいと思いますが、物価高騰は全町民にも影響を与えております。

国は、令和8年1月から電気、ガス、灯油の補助金も検討しています。町民に一番近い江差町は、全町民に対して、物価高騰対策の補助、補助金・助成金等の対応をしないのかお伺い致します。

### 「町長」

議長。

### (議長)

増永、あ、町長。失礼しました。

### 「町長」

ます、増永議員の4問目、物価高騰対策についてのご質問にお答え致します。

答弁の前に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金の事業の区分について説明致します。重点支援地方交付金事業については、2つの区分があります。

1つ目は、特に低所得世帯向けの給付金など、あらかじめ対象や給付額などが明示され、国の基準に基づき実施される事業で、2つ目が、国が示した推奨事業メニューなどを参考にしながら、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業です。

その上で江差町におきましては、後者の推奨事業メニュー分につきましては、江差町への配分額を踏まえまして、令和5年度、令和6年度は全世帯、或いは課税世帯を対象とした商品券配布事業。令和7年度は、子育て世帯を、世帯を対象とした商品券の配布事業と公衆浴場への支援を行ったところでございます。

国におきましては、11月21日に強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定しました。また11月28日には、この経済対策の裏付けとなる令和7年度補正予算案を閣議決定し、重点支援地方交付金が推奨事業メニュー分として、約2兆円計上されております。

推奨事業メニューの中では、食料品の物価高騰に対する支援についての特別加算が設けられ、必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援の実施が求められているところでございます。

町と致しましては、制度の趣旨を踏まえ、国から示された推奨事業メニュー、メニュー

例なども参考にしながら、実施事業を検討して参ります。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは2問目いきます。

確かに今、町長が言わされたように、国が色々と手立てをしてると思います。私がまあ言ってんのは、じゃあ、江差单、江差町として、単独でそういうのをやる気が有るかどうかと言う事を私は質問したつもりでございます。

それで、今、問題になっているのは、ライフラインの関係で、今、一番江差町で、あの一高いと言われている水道料です。この水道料は調べましたら、2025年度、江差町は全国で第10位です。で、全道で第4位と。非常に高い水道料は町民を、町民が支払っております。

ですから、今、色々と国の政策もございますが、天井が見えない物価高騰の影響はですね、全町民も受けてるんです。

ですから、私は、その、国は国としてのですね、支援は支援として、江差町は江差町としての支援として、水道料の補助又は減額を検討すべきかと思いますが、ご検、あのーご答弁をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー今のご質問は、そもそも水道料金が、えー江差町が高い状況にあると言うところのご質問と、物価高騰の部分が混在しているように私には捉えられましたけれども、えー今、先ほど1回目の答弁で申し上げました通り、今、その今物価高騰に対する対応として国から示される、配分される交付金を活用しながら、あー生活者、或いは事業者の皆さんに、その物価高騰の負担をですね、少しでも和らげる様に町として、えーその国から示される、配分される交付金を活用しながら、今、その事業推奨メニュー、例を参考にしながら、今事業を決定して行くというような段階でありますので、えー今しばらくお待ち頂きたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、今の町長の答弁で行くと、これから色々検討して行くと言う事でよろしいですね、そしたらね。分かりました。

じゃあ、それでは、あの最後に質問したい、したいと思います。常設保育所と英語教育について。

平成14年4月、北部中学校の統合により北中学校が開校。平成19年4月、北部小学校の統合で北小学校が開校。そして、今回の日明小、日明保育園と水堀保育園の統合により、令和8年4月、たばかぜ保育園が誕生で、北部での教育関係施設の統合が全て終了致します。

計画的な統合計画を進めて來ると思いますので、統合によって、年間経費の軽減がされると思います。職員、保育士の人事費や施設維持費等の経費が、令和6年度対比でどの程度軽減されるかお伺い致します。

また、表題に英語教育とあります、2問目で質問させて頂きます。ご答弁をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の5問目、常設保育所と英語教育についてのご質問にお答え致します。

日明、水堀、両保育園の統合に伴う人事費や施設維持管理費等の令和6年度対比による軽減状況についてございますが、現在新しい保育園の人事費、維持管理費を含めた運営費の予算編成中のため、現段階で令和6年度と比較した数字をお示しすることは出来ません。

ただし、令和6年7月開催の議会全員協議会で説明をさせて頂きましたが、統合により、光熱水費や燃料費、修繕料、保守委託料などの施設維持管理費については、一定程度軽減となるものと考えております。

一方人事費に関しましては、園児数に応じた保育士が必要なほか、支援が必要な園児に

に対する保育士の加配など、また、令和7年度より実施している休日保育を含め、安全安心な運営、安全安心の運営や、保育サービスの充実を図る事としており、現段階において統合によって大きく変わるものではないと考えております。

いずれに致しましても、新しい保育園を含め、え一保護者の皆様が安心して利用して頂ける体制を構築しながら効率的な運営に努めて参りたいと考えております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

そしたら、今現時点では金額的には分からぬ。ただ一つ言える事は、施設維持費が軽減されると言う事実でございます。これで間違いないですね、町長ね。

それでは2問目いきたいと思います。

え一現在、保育園では、給食提供に3種類の方法があります。1つ、自園調理、2つ、外部委託、3、外部搬入。国の指導では、0歳から2歳までは自園調理が義務付けでございますが、3歳から5歳までは外部委託、外部搬入が可能です。江差幼稚園では、3歳から5歳を外部搬入で行っているため、調理人が1人で行っています。

では、保育園はどうでしょうか。かもめ保育園は現在4人います。で、先ほど町長が言われた通り、その保育士色々等のスタッフ関係がまだ定まらないと言う事ですけども、まあ規模的には、たばかぜ保育園も2人から3、4名の料理人が必要かと思います。

保育園でもですね、外部搬入を行うと、調理人は各園で1人で間に合います。そして、その外部搬入先をですね、給食センターにすることにより、給食センターはコスト削減、そして、保育園側は、人件費の圧縮になり一石二鳥ではないでしょうか、町長。

町民福祉課長にお伺い致します。保育園統合の精神でいけば、外部搬入を検討すべきと思うが、ご答弁をお願い致します。

教育委員会にお伺い致します。給食センターで保育園の給、あ一給食を作ることは法律的に問題がありますか。

また、保育園統合による経費削減等で予算措置されますが、課の垣根を越えてALTの増員が出来ないかお伺い致します。

英語教育は、子供たち自身の身となり財産となり、将来へ無限に広がります。是非ALTの増員で保育園、幼稚園に英語教育についてご検討願います。それではご答弁をお願いします。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えー増永議員の再質問にお答えさせて頂きます。

えー町立保育所で3歳以上児の給食を、ま、外部委託搬入が出来ないかと言う事のご質問だったというふうに思っております。ま、それを踏まえて経費節減という部分だったと思いますが、えーまず、3歳以上の給食の外部搬入委託に関しましては、えー制度上可能ではございます。

一方、えーこども家庭庁からは、保育所等における食事のガイドラインにおきまして、子供の心身含めた成長において、えー様々な発育、発達段階の子供に対し、一人一人の状況を考慮することが大切である事も明記をされております。

えー町立保育所では、えー自園調理により、えー子供の成長過程に応じ、食材の大きさや、まあ量を調整させて頂いたり、また栄養士と調理員と懇談を開催しながら、えー食材や内容などを工夫、改善しながら、現在、提供をさせて頂いております。

えつまた、あのー保育所内で子供たちが栽培をしております、えー家庭菜園の食材であったりとか、えーサツマイモの収穫体験を通じた食材の活用、また、えー調理室から、えー料理の匂いだとかですね、調理員が準備している様子などを含めてですね、子供たちにとっては、それが食育の活動に繋がっていると言う事もございます。

えーそのため、現段階におきましては、えー自園調理員にて対応して行きたいというふうに考えております。

えーその上で、外部委託搬入に関しましては、えー、一概にその経費の節減というためと言う事ではなく、子供の食育含め、現在行っています、えー子供一人一人の状況を考慮し、えー安全安心な給食の提供が可能かという視点も、えー大事な要件となってきますので、えー議員からの質問につきましては、それらの要件を踏まえて、今後の給食の在り方に向けた一つのご意見として承らせて頂きたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂ければというふうに思っております。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

えーまず、学校教育課の立場からご答弁させて頂きたいというふうに思います。

まず、現在の給食センターは令和4年に、えー建設をされたものでございまして、えー

当時の要求水準書の時点から、え一学校給食以外のものを調理する、え一設備にはなってございません。

え一増永議員のご質問にありました法的な問題については、え一学校給食法上、特に問題は無いかというふうに思われますが、え一先ほど町民福祉課長から答弁した通り、え一様々な課題、え一物、物の、物的な事であったり、人的な事であったり、クリアする、え一整理する事項が多いかなというふうに思ってございます。

それとALTの問題についてです。ALTの増員についてでございますが、現在保育園と幼稚園に、え一夏休み、冬休み、それぞれ1回ずつ訪問させて頂いて、英語に触れる機会を作ったり、え一英語で遊ぶ活動をさせて頂いております。

え一各学校の授業対応についてALDが、それぞれ毎日各学校を訪問して、え一授業に携わらせて頂いておりますけれども、現在ALT1名で十分対応出来ているものと思っておりますので、増員は考えてございません。以上でございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

まだ時間があるので、ちょっとだけお話させて下さい。

(議長)

質問ですよね。

「増永議員」

はい。はい。質問です。

え一課長。課長ごめん、あ一国仙課長さん。あのー今のご答弁は、確かに国仙課長の立場で言えば、そういう答弁なんだろうなっていうふうに私は理解します。

しかし、今現状の中で、なぜ統合したのかって事をまず考えて頂きたい。

そして、それを踏まえて、江差町のこれから将来、財政を考えた時に、何をしなきやならないかと言う事を考えなければいけないと思うんです。ですので、まずその辺の考え方どうなのか。まず、ご答弁をお願いします。

そして、教育委員会の方については、今、現状でALTで間に合う。確かにそれは今の現状の器では間に合う。

でも、私が今質問しているのは、保育園にもその間口を広げて下さい。そして、今居るALTで足りなければ、1人増員してもやるべき事ではないでしょうかと言う私の質問です。それでは、ご答弁お願いします。

**「町民福祉課長」**

町民福祉課長。

**(議長)**

町民福祉課長。

**「町民福祉課長」**

えー増永議員の、えー再々質問にお答えさせて頂きます。

あの統合によっての、まあその一財政的なと言う部分でのご質問だったというふうに理解しておりますが、先ほど2問目で私も答弁させて頂きましたが、調理員、給食の関係につきましては、先ほど言いましたように、経費節減だけと言う事での考え方でじゃなくてですね、えー子供の成長に応じた、えー食育活動という部分がございますので、えーその単純に統合によって経費節減になるだろう、例えば、えー外部委託搬入することによって調理員が減って、その分が経費が節減になるだろうという部分だと思いますが、財政的な部分もあるかもしれません、えー大事なお子さんを預かっている中ですね、子供の成長に向けて、何が一番いい方法なのかという部分を含めながらですね、給食の在り方は考えて行きたいというふうに思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

**「学校教育課長」**

学校教育課長。

**(議長)**

学校教育課長。

**「学校教育課長」**

えー3問目のご質問についてお答え致します。

えー保育園、幼稚園の、えー間口を広げるためだけのALTと言う事でございますけれども、現状そのためのALTの増員というのを考えてございませんので、ご理解をお願い致します。

**(議長)**

町長。

**「町長」**

ちょっと補足して全体的なお話をさせて頂きますけども、先ほど増永議員は、統合の目的が効率化であるかのようなご指摘をされましたけれども、私どもはそうではないというふうに思っています。

子供たちの保育環境をどうやって、えー保って行くのかというふうに考えた時に、老朽化した水堀保育園、日明保育園の施設をどうして行くのかと言う事を考えた時に、それは今、あ一道立病院が、に併設している保育所に3園を統合した形で、子供たちが今よりも、えー環境が良くなるようにと言う事でこの統合を考えてきたところでございます。

なので、子供の環境、保育の環境を充実させること、そのことについて、今回は統合に踏み切ったというところでございます。

もちろんその中では、効率化というものを追求していかなければならぬ部分もあるかと思いますけれども、目的は子供たちの保育環境を良くすると言う事で、今回の統合に向かったと言う事で、少し増永議員との認識が違うのかなと思いますけれども、いかにも、財政的に全体、ま、保育に限らず、財政運営の中で効率的に、或いは、あー経費をどうやって節減して行くのかと言う事は、常に念頭に置きながら、やって行きたいと思っています。

ただ、やはり、何よりも子供たちをしっかりと保育し、育てる、教育をして行くと言う事を効率的な面だけではなくて、しっかりと子供に向き合って行きたいと思っておりますのでご理解頂きたいと思います。

(議長)

以上で、増永議員の一般質問を終わります。

「飯田議員」

議長、議事進行。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えー先程、増永議員のですね、2問目。交付金申請について、コミュニティープラザえさしの発言の中で、国を「(不穏当発言により削除)」して申請するんですか。国を「(不穏当発言により削除)」して申請するんですかって言う、そういう発言がありました。

これは、誠に不穏当極まりない発言であります。議長の方から注意を促し、議事録削除を求めますんで、対応を願います。

(議長)

飯田議員から指摘がありました、えー国を「(不穏当発言により削除)」して、あのー不適切な言葉ですので、あのー削除させて頂きますがよろしいですね。

今後、気を付けて下さいね。

「増永議員」

はい。分かりました。

(議長)

それでは、11時15分まで休憩致します。

休憩 11:08

再開 11:16

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

次に、飯田議員の発言を許可致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、えー私の方から3点につきまして、一般質問を致します。

えーまず初めは、えー国のクマ対策を受けまして、江差町の対応について質問致します。

えー当町におきましては、ハンターさんや実施隊員のたぬま、たゆまぬ努力によりまして、ヒグマの出没も小康状態であり、しかしながら全国的には出没や被害が相次ぎ、政府はクマ被害対策パッケージを決定し、江差町においても、この支援策を活用して更なる捕獲駆除を進めるべきと考えます。

まず、1点目でありますが、えー現在、不足していると思われますハンターさんの増員を図るため、報酬の増額や不慮の事故に対する補償対策等を含めて、処遇改善を図るべきと考えますが、答弁を求めます。

えー2つ目でありますが、職員によるガバメントハンターにつきましては、先ほど増永議員の質問、答弁によりまして理解致しましたので、この点については削除致しますが、これに関連致しまして、例えば、えー季節雇用、また会計年度任用職員等、また外部委託等も視野に対応すべきというふうに考えますが、えー答弁を求めます。

えー3点目でありますが、中長期的には、今後、冬眠明けの捕獲対策や山奥にドングリや栗などの広葉樹を植えたゾーニングを図るべきと考えますが、答弁をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の1問目、国のクマ被害対策パッケージを活用した町の対策強化策についてのご質問にお答え致します。

まず、1点目の不足しているハンターの増員を図るため、報酬の増額や不慮の事故による補償対策の改善を図るべきではとのご質問にお答えを致します。

鳥獣による人的被害や農作物被害を防ぐため、ハンターの皆様には、肉体的、精神的そして経済的にも大きなご負担を頂きながら活動されていることに対して、まずは心から感謝を申し上げる次第でございます。

現在、ハンターの負担軽減を図るべく、この度、国から示されましたクマ被害対策パッケージを元に、更なる、対、処遇改善に向けた支援策について、予算査定の中で精査を進めている段階でございます。

不慮の事故による補償対策の改善に関するご質問でございますが、ハンターの皆様は、所属する団体等によって加入している保険会社は異なりますが、最大で2億から3億円の補償額が支払われる保険に加入しており、町ではその保険加入料の2分の1を補助しておりますが、今後も保険加入料に対する補助を継続して参りたいと考えております。

2点目、ガバメントハンターに関するご質問につきましては、先ほど増永議員の一般質問で町の現時点での考え方についてご答弁させていただいた通りでございますので、ご理解願います。

3点目、冬眠明けの捕獲対策とヒグマを山奥から人里に出てこないようなゾーニングを図るべきとのご質問でございます。

北海道で昭和41年から春クマ駆除が開始となりましたが、道内人口の増加に伴う森林の開拓により、ヒグマの生息環境が悪化し、ヒグマの個体数の顕著な減少が懸念されたことから、平成元年度をもって春クマ駆除が廃止され、ヒグマの保護に重点を置いた施策が実施されてきました。

その結果、ヒグマの生息数は増加し、北海道が公表しているヒグマ、せい、推定生息数は、平成2年の生息数が5,300頭だったものが、令和4年には1万2,200頭と2.3倍にまで膨れ上がり、個体数の増加に伴い農業被害や人身事故も年々増加している実態となっております。

こうした状況を踏まえ、北海道は、北海道ヒグマ管理計画第2期を令和4年に策定し、ゾーニングによる人とヒグマの空間的な住み分けを図るとともに、令和6年の春季より、春期管理捕獲、いわゆる春クマ駆除を再開し、個体数の調整を進める事としております。

当町においても、来年の春、来春、専門人材を招聘し、若手ハンターに対する実地指導を頂きながら、春クマ駆除を実施、実施して行きたいと考えております。

また、専門人材からのヒグマを山奥にとどめるゾーニングの進め方に対する助言も、助言を踏まえ、計画的にゾーンに応じた対策を進めて参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

### 「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

### 「飯田議員」

えーそれでは再質問致します。

えーハンターさんの件でありますけれども、ま、先ほどの答弁の中で7名から8名、あと2~3名、農家の方を中心に、えー応募が有ると言うそういう見通しも聞きました。

ただ、現実問題ですね、それぞれハンターの皆さん、それぞれ仕事を持つてハンターをしていると。急な時にですね、なかなかやっぱり仕事を休んで出動出来ないっていうそういうネックも有る訳なんですね。

そ、そして、まあ現実的に役場の職員の方々が、こういう自分の仕事を公務を持った中で、ハンターの資格を持って出動するというのは現実的ではないと思いますよ。少なくとも、例えば、任用職員、会計年度任用職員の方々を募集しながら、ハンターとしての資格を取る、こういうような事は、やっぱり進めるべきだというふうに考えます。

この点について答弁を求めたいと思いますし、もう1点。

私も、うーこの山の、うー森の事については素人なもんですから、北海道指導林家の方のお話を聞いて参りました。大変、こう、樹木や山の奥の状況については、造詣の深い方でございまして、これまで北海道の方針としては、ヒノキやスギの針葉樹を中心に植林をして来た。広葉樹については、栗やドングリの木については、あまりそのままの状態であったために、すごくやっぱり、この広葉樹が不足している。これは、今後のゾーニングにおいても、きちんとその辺の実態は調べてゾーニングを図るべき。

そして、見落としてはならないのは、風力発電であります。風力発電が今、盛んに山の中に、檜山管内、えー施設が建設されようとしておりますが、これはまさに、クマのすみかに人間が構築物を建てる。こう言う事も影響しているというふうな指摘を受けました。

私はこの一、やっぱり広葉樹を植樹しても、実際にドングリの実が、つくまでなんか20年ぐらい掛かると言うお話を聞いて参りましたんで、これやはりですね、江差単独では無理です。少なくとも近隣町、山が繋がっておりますので、近隣町と共同して、これを進めるべきと考えますが、その点について、町長の所見を伺いたいと思います。

**「産業振興課長」**

産業振興課長。

**(議長)**

産業振興課長。

**「産業振興課長」**

えー飯田議員の、えー再質問にお答えさせて頂きます。

えーまず、ま、ま、会計年度任用職員とかで、あの、ま、ガバメントハンターという、そういういたものも検討すべきではないかと、まず1つご質問がございました。

こちらにつきましては、ま、先ほどご町長からもご答弁申し上げましたが、えーまずは、あのー今いるハン、ハンターの方々、若手のハンターさんを、えー専門人材を、に来て頂きながら、えースキルの向上を図って行く事をまず一つ重点を置いて行きたいと思いますし、一応、江差町内の、あのー、あのー捕獲の実態としましては、地形的にもですね、箱わなを設置しての捕獲っていうのが基本メインになってきますんで、そちらにつきましては、ま、今、何人も常に人がいなきゃならないという部分でもなくてですね、えーま、箱ワナに入ってから駆除するっていう形になってきますんで、えーそれらも含めて、ま、来年以降の出没状況も踏まえながら、今後の、あのー人的配置も含めてですね、検討を進めて行きたいと思います。まずはご理解頂きたいと思います。

あと2問目が、広葉樹のゾーニングも含めて、あと、ま、風力発電の部分もの影響も含めてですね、人との住み分けも含め、そういういたものをどう考えていくかと言う事ですが、えー今回、あのー国から示された、あのークマ被害対策パッケージの方でもですね、広葉樹林化による、あのーメニューと言うか、そういういたものも実際にってまして、えーそう言った事も踏まえながら、例えば、北海道ですとか、場合によっては営林署さんですか、そう言った所にも相談をしながら、そう言った、えー施策を、えー検討して行くというふうに考えてございますんで、まずはご理解頂きたいなというふうに思います。

**「飯田議員」**

議長。

**(議長)**

飯田議員。

**「飯田議員」**

はい、ありがとうございました。それでは2点目に入ります。

えー既存の小型陸上風力、更には太陽光発電の実態について質問致します。

江差町は、昨年、再生可能エネルギー関連の条例を制定したところであります、この

段階でも既に多くの施設が建設され、稼働しており、条例の対象外であり、その古い施設の実態を伺います。

また、2点目でありますが、既存施設の、お一事故や将来設備廃棄の際には、地域の環境に安全な対策を求められる訳であります、町としての対応を伺います。

3点目であります。えーこれら含め、あの一施設を含めまして、町としての税収面でのメリット等があるか、あー伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の2問目、町内の小型風力発電・太陽光発電施設の実態についてのご質問にお答え致します。

当町では、再生可能エネルギー発電事業の導入に関し、区域を適切に設定する事で、無秩序な開発の抑制を図ると同時に、町内の再生可能エネルギー産業を育成し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた町づくりに寄与することを目的とした、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例を令和6年6月に制定致しました。

既に稼働している小型風力発電設備、太陽光発電設備の多くは、条例施行前に経済産業省より認定を受けているものです。稼働実態の把握ですが、20kW未満の小型風力発電事業につきましては、令和、あ、失礼しました。平成29年に制定した、江差町小型風力発電施設建設に関するガイドラインに基づく届け出や、太陽光発電につきましては、事業者からの届け出に加え、経済産業省が公表している再生可能エネルギー事業計画認定情報と、当町税務課の課税台帳と照合させ実態把握に努めているところでございます。

なお、条例制定の効果として、再生可能エネルギー発電事業者より事業を行うに当たり、エリアの確認や事業譲渡に係る手続きの問い合わせ、再生可能エネルギー発電設備の保守点検報告などを受けており、条例による効果があったものと考えております。

2点目、事故や将来設備廃棄における地域や、地域や環境への安全対策についてにお答えを致します。

町の対策として、条例では、再生可能エネルギー発電事業が終了した場合、速やかに除却するとともに、届け出する事となっており、小型風力ガイドラインでは、撤去までの期間、建築基準法の規定を遵守し、風車の倒壊等による周辺への危険が無いよう適切に管理すること。また、撤去及び処分は、廃棄物処理法の、ほ、関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うものと規定しております。

また国の法令では、再生可能エネルギー認定事業者は、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギー電気を供給する時は、解体等に要する費用を積み立てなければ

ならないことや、事業を終了した再生可能エネルギー発電設備については、電気設備は、構造物の老朽化などによる公衆安全上の問題が生じる恐れがある事から、可能な限り速やかに撤去処分の実施が規定されております。

加えて、北海道では、環境影響評価制度を設け、大規模な事業が環境にどのような影響を及ぼすか、事業者自らが調査等を行い、環境保全の観点から、より良い事業計画を策定して行く制度であり、それに対し、道、関係市町村、町民等は、意見を述べることが出来るものであります。

このようなことから再生可能エネルギーの適切な運用につきましては、地域や環境に安全な配慮が図られるよう、国、道と連携しながら対応して参りたいと考えております。

3点目、町としての税収面等のメリットについてのご質問にお答えを致します。

令和7年度の固定資産税の総額は約3億3千万円で、その内、償却資産に関する税額は、約1億3千万円となっており、割合で約39%となっています。

この1億3千万円の償却資産の税額のうち、再生、再エネの陸上風力と太陽光パネルの税額は、大型の風、大型の陸上風力を含めて約7,700万円となっており、円滑な行政運営を確保するためにも貴重な財源となっております。

また、数年後には、洋上風力の建設も予定されている事や、税収面以外においても企業の進出や雇用創出など、地域経済の活性化の面でもメリットが有ると思っておりますのでご理解頂きたいと思います。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。ありがとうございました。

あーそれでは、あー3問目になります。えー洋上風力発電事業者向けの、宿、宿泊施設の整備についてであります。

のことにつきましては、檜山沖海域や日本最大規模の有力発電海域というふうに期待されており、今後、関連企業や、あー新規創業が期待されるところであります。

しかしながら、現状では、宿泊施設が大変不足をしており、えー観光面にも甚大な影響が出ており、町も支援策を積極的に打ち出し、地元事業者の投機機運を図るべきと考えますが、町の対応を伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の3問目、洋上風力発電事業者向け宿泊施設の整備についてのご質問にお答えを致します。

檜山沖洋上風力は、国内最大規模の洋上風力発電事業となることから、洋上風力発電事業者や関連事業者、また視察者など多くの方々が来訪される事が想定されます。

先進地である秋田県では、宿泊施設の整備が後手に回った。宿泊がなかなか取れなかつたと言う反省を踏まえ、現在、洋上風力関連需要等を見込んだホテル建設が進んでいると聞いています。

当町においても、先進地の例を参考に、一定程度の宿泊施設の整備が必要と考えておりますが、支援策等につきましては、町内の宿泊状況を考慮しながら検討して行きたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、あー再質問を致します。

今、答弁に有りましたように、我々議会としても、総務産業常任委員会で秋田県も視察を致しました。先月は、あー富山県の入善町にも視察を行ってました。

どこの自治体も、やはり口を揃えて言うのは、もう、もう、2町、2市区につきましては、もう民間による、洋上風力の先進事例として、えー全国に知られておりますが、やはりどの施設に行ってもやっぱり、宿泊施設が少ない。江差町もそうです。

まあ現在、北埠頭におきまして、まああれ上ノ国、えー松前の風力だと思いますけれども、大変工事が進んでおりますけれども、本当に現実的には宿泊が無くて、事業者も大変苦慮しているようあります。

そう言う部分からいきましてもですね、6年前、令和元年にまちづくり推進交付金を活用して、町が支援をして、新しい施設が誕生しました。えー当時の背景を見ますとですね、やはりコロナ禍で、本当に観光客を含めて、来町する方が極端に半分以下に落ちた時期でもあります、まさに本当にタイムリーな支援策だったというふうに考えております。

これは、宿泊が増えると言う事は、あくまでも人口減少の中では、交流人口に資する大

変重要な施策であります。町においてになって、宿泊して頂く方は増えると、それだけ消費を膨らみますんで。これはですね、やっぱり風力全体、海上風力を成功させるためにも、まず、これは、早急に私は取り組むべき。

これは民間人がやるべきな事ですけども、その呼び水として、町が6年前の同程度のやっぱり支援策は打ち出して行くべきというふうに考えますが、改めて答弁を願いたいと思います。

**「総務課参事」**

総務課参事。

**(議長)**

総務課参事。

**「総務課参事」**

はい。それでは、飯田議員の再質問にお答えしたいと思います。

あの町長の答弁でもそうですし、あの議員の皆様が行っていた、秋田、富山県では、確かに宿泊施設が、あの不足していて、あの観光客がなかなか取れなかつたって言う話がありました。

えーと、でも一方で、その海上風力の工期ってのがありますて、建設工事期間にはある程度、一定の工事関係者が集中するって話も聞いていますし、あの一聞いた自治体では、過剰な投資もちょっと検討するべきだという話も聞いたところであります。

で、あの繰り返しになるんですけども、そういう状態を整理しながら、あの一町内における宿泊施設の整備については、あの一そう言った海上風力の工程も考えながら検討していければ、検討して、検討して行きたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い致します。

**(議長)**

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

**(議長)**

次に、塚本議員の発言を許可致します。

**「塚本議員」**

議長。

**(議長)**

塚本議員。

**「塙本議員」**

えー今定例会、私から、えー4問。その内2問が、あのー教育分野の質問となりますので、よろしくお願いします。

まず1問目ですが、教育べん、現場におけるパソコン資材の更新についてであります。えー基本的には、児童、生徒へは、ま、色んなセキュリティ等々の問題も含めて、あの定期的に更新されているというふうに思われますが、教職員の更新が後回しになつているように伺っております。

まあ現場では、計画的な更新が求められている状況の中で、今後、江差町としては、どのような対応を考えているのかお伺い致します。

**「教育長」**

教育長。

**(議長)**

教育長。

**「教育長」**

塙本議員の1問目、教育現場におけるパソコン機材の更新についてのご質問にお答え致します。

各小中学校の教職員用として、現在、配置しているノートパソコンは、令和元年度に全ての教職員に対し、小学校61台、中学校39台、計100台を整備し、約7年が経過しております。一般的なノートパソコンの買い替え目安は、5年程度とされており、現在は、その期限を超過している状況にあります。

各小中学校からは、パソコンの不具合等により公務に支障が生じていること、セキュリティの担保が出来ていないことから早急に更新して欲しいとの要望を受けており、教職員用パソコンの更新については、喫緊の課題の一つとして捉えております。

教育委員会と致しましては、必要な台数やパソコンの機種等について整理した上で、町長部局と協議を行つて参りますので、ご理解をお願い致します。

**「塙本議員」**

議長。

**(議長)**

塙本議員。

**「塙本議員」**

えー町長部局としっかり対応して行きたいと言う答弁頂きましたので、えー今後の対応

をよろしくお願ひしたいと思います。

2問目の方の質問に入らせて頂きます。えー文科省が実施している全国学力テスト、これは、あのー以前にも質問したこともありますけども、えーこれについて、檜山管内の概要等々が出ておりまして、えー国語、算数とも全国平均を上回るって、道内14管内の中でもトップの正答率を記録しているように伺っております。

えー2025年の全国学力学習状況調査で、檜山管内では、特に数学と理科での正答率が低めで、基礎的な知識、技能の定着が、は、一定程度の成果が見られているんですが、ま、思考力であったり、判断力、表現力を問う記述問題については、なかなか厳しいという状況になっているように伺っております。

えーそのあと、町単独の部分については、ま、ちょっと私、失念しましたけども、ま、町広報等々、あのーホームページにも載ってましたので、えー発表されて無いという部分については削除させて頂きます。

まあこれらを踏まえて、教育委員会では、これらの学力、全国学力テスト、うー、の、おー状況をどのように江差町としては評価しているのかと、これを受けてどのような対応をしているのかお伺い致します。

「**教育長**」

教育長。

(**議長**)

教育長。

「**教育長**」

塙本議員の2問目、文部科学省が実施している全国学力テストについてのご質問にお答え致します。

全国学力学習状況調査は、個人の成績を評価するテストとは違い、全国的な学力や学習状況を把握し、教育施策の成果と課題を検証改善するために文部科学省が毎年実施している調査です。

令和7年度調査における江差町の結果につきましては、11月号広報に概要を掲載し、詳細についての、については、町のホームページにおいて公表しているところでござります。

江差町の本調査の結果についてですが、小学校6年生の国語は全道平均と同じで、全国平均をやや下回っております。算数は全道平均を上回っていますが、全国平均を下回っています。以下においては、全道平均と全国平均を大きく上回っております。

また、江差町の中学校3年生の国語は、全道平均と、ぜい、全国平均を大きく上回っていますが、数学と理科は、全道平均と全国平均をやや下回っている結果となっております。

各小中学校においては、毎年度、学校ごとに経営方針を定め、教育目標や目標達成のた

めの指標等を的、明確にし、具体的方策を教育課程や教科指導等の項目ごとに掲げ、取り組みを進めているところでございます。

加えて、江差町の全国学力学習状況調査の結果を受けて、教育委員会では、江差町学力向上対策会議を設置し、え一各学校から教頭と担当教員に出席頂き、結果の共有や誤った回答の分析、各小中学校の学力向上の取り組みを、取り組みを情報交換し、それぞれの学校へ持ち帰り、日々の学習指導に生かしているところでございます。

全国学力学習状況調査の結果を公表することで、保護者や学校、地域、行政が学力の状況や課題を共有し、子供たちの更なる学力向上と学習状況の改善に繋がるよう、教育委員会と、各小中学校や家庭と連携して取り組みを進めて参りますので、ご理解をお願い致します。

**「塚本議員」**

議長。

(議長)

塚本議員。

**「塚本議員」**

え一、まあ全国学力テストについては、まあ色々な課題も有るやに伺ってますが、あの一黙ってても、ま、これだけ進学率が上がってきますと、高校になると、もう詰め込みの学習が非常に圧倒的に多くなるというふうに認識しております。

え一小学校、中学校における、う一学習の中身については、え一、ま、テストのための勉強と言うよりも、基礎的な学力をしっかりと身に付けると言う部分に重点を置きながら、まあ、あまり過度に点数に、え一敏感にならない、敏感にならないと言いますか、あの一右往左往すると言う事じゃなくて、基本的な学力の向上を目標に、え一しっかりとやって頂ければなと思います。

続いて、次の質問に入らせて頂きます。

え一単身高齢者の課題についてであります。え一ここ、質問にも書いておりますが、単身高齢者の福祉の課題については、社会的孤立、介護人材の不足、経済的困窮、認知症や意思決定機関の困難など多岐に渡ります。

え一江差町においても、お一包括の方では、色んな部分で大変、このご苦労されているのかなと思っていますし、え一私の親族も大変お世話になってますし、こういう状況下における難しい課題であると言う事は、重々理解しているつもりであります。

え一単身高齢者は今後、全国では680万世帯に達して、まだまだ増えるという状況にありますし、まあ江差も当然、深刻な問題であります。え一江差町で、の人口の推移を、お一見ますと、令和6年度高齢化率41.5%、すごい高い数字。まあ江差町だけではないんで、近隣町村も同じように高いんでしょうけども、かなり高くなっていますし、え一独居老人の場合をちょっと、あの一教えて頂きましたところ、千、令和6年、1,09

6戸、え一世帯全体の28%が独居老人、びっくりしますよね、この数字。

ま、これらに対応するために、え一まあ町の包括、だけに、これらの課題が対応出来るかと言うと、当然、私は出来ないと思ってます。え一地元にある社会福祉協議会、或いは町内会、色々な団体と連携を取りながら、江差を最後のす、す、あの一終の棲家として選んで頂いている皆さん、幸福で終末を迎えるような体制をしっかりと作って行くと言う事が大きな課題となっております。え一これらについて、え一町で今後、考えている方策等ありましたらお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の3問目、単身高齢者の課題についてのご質問にお答え致します。

初めに当町の単身高齢者世帯の推移、推移についてでございますが、先ほど塚本議員がご指摘の通り、令和6年度末においては1,096世帯、全世帯に対する割合は28.2%となっており、今後も増加していくものと推測しております。

次に、単身高齢者への対応についてでございますが、地域、医療、介護、生活支援などを繋ぎ、誰もが住み慣れた地域で住み続けられる地域包括ケアシステムの構築を推進しており、具体的には、配食時見守りサービス、緊急通報システム、民間団体の方々と共に進めるチーム江差や、町内会、民生委員の方々による見守りなどがございます。

また、生活支援体制整備事業と一般介護予防事業を中心に、集いの場、地域イベントなど、高齢者が参加できる居場所作りを推進し、繋がり場所の確保を通じて、孤立防止にも取り組むほか、社会福祉協議会と連携し高齢者の権利を守る成年後見制度の推進にも取り組んでいるところでございます。

今後も高齢者の方々が安心して老後を迎えるよう事業を推進して参りたいと考えておりますのでご理解頂きたいと思います。

「塚本議員」

議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

え一なかなか具体的にどうするかって言うのは、非常に難しい部分があるんですが、え

一私がちょっと調べたところでは、あの一、まあ道内でもすごく取り組みが進んでいるところがあります。

え一高齢者向けサポート事業、あの一後志の京極町で実施しております、行政、社協、住民が参加する総合事業委員会、こう言うのを立ち上げております。植木鉢会議を通じて、各種、え一自立支援型地域ケア会議を実施しているので、ま、これらの部分も非常に参考になるんじゃないかなと思ってますし、また、近年、シスターズ、シスターズフッドなどの位置付けもあり、え一女性グループが身元保証であったり、生活支援、まあ葬儀を含む包括的なサポートまでやってるようなグループ活動も、お一出来てきていると言う先進事例も伺っております。

え一具体的にこう言う地域の色んな組織を巻き込んだ総合的な、え一これらの課題に解決する委員会、こういうものも立ち上げて対応すべきと考えますが如何でしょうか。

### 「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

#### (議長)

高齢あんしん課長。

### 「高齢あんしん課長」

塚本議員のご質問にお答え致します。

え一様々な地域で、え一高齢者の孤立等に、え一即した事業を行っていると思いますが、え一当町におきましては、高齢者の見守りネットワーク、チーム江差と言うのがございます。

え一この事業は、平成25年より開始しており、地域住民、関係者の皆様の協働により、高齢者に何らかの異変等が、え一発見された時には、迅速に対応できる体制を、え一確保することを目的とした事業で進めております。え一加盟店は、現在、116店舗の事業の方、事業所の方に入って頂いており、今年度4店舗増え120店舗となっております。去年の実績では、6年度は協力要請が7件、加盟店からの相談、情報提供は32件に上っております。え一高齢者の見守りネットワークの取り組みとして、民間事業者の皆様に、日頃の業務の範囲内において見守り活動にご協力頂いているものであります。え一普段から地域の、普段から地域に密着して、地域の皆様と関わる機会が多い事業者の皆様にご協力頂くことは、早期の、え一異変把握や地域の安全に繋がる重要な取り組みと思い進めております。

え一今後につきましても、行政のみで高齢者の見守りを完結させるのではなく、地域の皆様や関係団体の皆様とともに、ご協力頂きながら地域で支え合う体制をさらに充実して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い致します。

「塙本議員」

議長。

(議長)

塙本議員。

「塙本議員」

えーなかなか、あのーこれで行きますよっていうのが難しい事業でありますけども、まあ独居老人の皆様方が自立支援出来るような体制、まあこれについては、まだまだ、あのーどういう在り方がいいっていう部分については、えー明確な答えは無い、無いと思いますけども、ま、先ほど言ったように、ま、あのー非常に地域の色んな団体を巻き込んで、やられている町村もあります。是非、参考にして、江差町でも取り入れるべきは取り入れるというような体制で臨んで頂ければと思います。以上で3問目、終わらせて頂きます。

えー最後の、お一質問であります。これ、これまでも何問も出てるので、私は特化して、あのーヒグマ出没対策について改めてお伺いしますけども、えー今年4月以降、クマによる全国の被害者は、えー私がこの質問を出す時点ぐらいの時では196人で、前年の2倍以上、死亡者数は13人と深刻な状況になっております。

江差町では、担当課や、ま、地元のハンターの見守りや駆除対策員により、ま、被害報告等は有りませんので、えーこの、これらの、えー担当されている方々のご苦労に敬意を表します。

ま、例年に無く、山林における、あのー山林から、山林のですね、栗やドングリの不作が、あのー被害地の出没の要因と言われております。まあ先ほどの質問の中では、まあ広葉樹を山の一定程度の奥地のクマの生育地に植えてはどうかと言う話もありますが、まあ市街地に、このークマの餌となる、特にクルミですね。えー姥神神宮の裏にかけて中歌町の沿いに、あのークルミの木が結構あるんですよ。で、クマはご存知の通り、えー1回餌が有るっていうのを認識したら無くなるまで出て来る。これ秋田とか、あのー岩手なんかでも、ま、柿の被害なんかでもリアルにテレビで放映されている事例もあります。ま、江差町においても、明らかに餌となる部分が江差の町の中に有るって言う事は、クマが、あのー餌が無くなるまでここに出て来るっていう可能性が有る訳で、ま、あのー民有地の、まあ関係も有るので、役場が勝手に木を切るって言う事には、なかなかなりづらいし、ま、担当課の情報によると、クルミは種が落ちてから非常に生育が早く、何回切ってもおがって来るんですよねー、みたいな話も聞いてますけども、最初でかい木については、一定程度、行政も指導しながら、一定程度、あのー町場の中にあって、利用していない未利用の、邪魔だってば失礼ですけれども、そういうクルミは、あの地権者の協力を得ながら積極的に伐採して、あのー次から出てくる糞ですか、そういうものについても、地権者に協力頂きながら、クマのエサにならない、そういう地域を作り出さないという、えー対策も必要となります。

ま、これらについて、えー担当してる、ま、あのー担当しているという、江差町として

は、どのように市街地における、こういう餌になりうるクルミのような木の伐採を考えているのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塙本議員の4問目、え一ヒグマ出没対策についてのご質問にお答え致します。

塙本議員からヒグマの市街地への出没を防ぐため、クルミなどの無用な誘引樹木を伐採すべきとのご提案を含めたご質問でございました。

飯田議員の一般質問に対する答弁の中でも述べさせて頂きましたが、北海道ヒグマ管理計画第2期が令和4年に策定され、計画の中でも人とヒグマとの空間的な棲み分けを図るゾーニング管理を推進して行く事が自治体に求められております。

え一ゾーニングは、地域を排除地域、防除地域、緩衝地域、あ、失礼しました、緩衝地帯、コア生息地の4つのゾーンに分類するもので、排除地域は市街地などヒグマの侵入を許さないエリア、防除地域は農作物被害などを防ぐためヒグマを寄せ付けないエリア、緩衝地帯は人里への侵入を未然に防ぐエリア、コア生息地がヒグマの健全な個体群を維持するエリアに設定し、ゾーンに応じた管理と対策を進めて行くものでございます。

当町におきましては、今年度中にゾーニング計画を策定し、市街地における誘引樹木の伐採を含め、ゾーンに応じた対策を計画的に進めて参りたいと考えておりますのでご理解頂きますようよろしくお願い致します。

「塙本議員」

議長。

(議長)

塙本議員。

「塙本議員」

え一今、町長から発言された対策、え一地権者の協力も非常に不可欠になりますので、え一地権者との協力を得ながら、しっかり次年度は不要な、そういう餌になるような樹木の伐採を積極的に取り進めて頂きたいと思います。

以上で質問を終わります。

(議長)

以上で塚本議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩致します。

休憩 11:57

再開 13:00

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開致します。

次に、出崎議員の発言を許可致します。

「出崎議員」

はい。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

えー私からは一問。えースルメイカの、スルメイカ漁の制限の影響について、お伺いします。

えースルメイカの年間漁獲枠上限超過により、小型船によるスルメイカ釣り漁の操業停止命令が出されました。一時、知事権限により、道内の沖合のみのスルメイカ漁再開が認められたものの、漁獲量が制限され、最し、最盛期を逃したために、道内漁業者への影響が少なくないとされております。

そこで以下について、伺いたいと思います。

1、えースルメイカ漁の漁獲量制限は、町内の漁業者、取引業者、飲食店への、どのような、どのように影響しているか。

えー2つ目。その影響について、今後どのように対処、支援して行くかについて、お伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

### 「町長」

出崎議員のスルメイカ漁制限の影響についてのご質問にお答えを致します。

全国的なスルメイカの豊漁により、水産庁が割り当てた今期の小型船のスルメイカ釣り船、釣り漁の漁獲量が漁獲枠超過で、10月31日に国から採捕停止命令が出され、その後、北海道による知事管理の枠を活用し、道内漁業者限定で資源量調査を目的とした特別採捕許可が出されました。えー再開後も天候不順により出漁がかなわず、当町の漁業者も少なからず影響を受けたものと認識しております。

ただし、この度の停止命令措置に伴う影響に関して、町内の漁業者や飲食店等から町に対する具体的な相談や要望等は、これまでのところ寄せられてはおりません。

今後の対応と致しましては、これからヤリイカの漁獲時期に入りますが、漁業者が安心して漁、漁獲出来るよう既に檜山振興局でヤリイカの特別採捕許可枠を確保して頂いているところでございます。

引き続き、魚種全般に渡る漁獲量の推移に注意、注視しながら、北海道や檜山漁協などの関係機関との連携を図り、町として必要な支援を行って参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

出崎議員。

### 「出崎議員」

えー再質問をさせて頂きます。まあ一昨日の新聞報道によれば、今期の漁業枠は、えー今後も変わらないと。知事管理区分でのみ増加されるという事であります。

えーまあ東京の方へ行くとですね、江差は漁業の町でしょ、魚美味しいんでしょと、よく言われます。まあ本町においてですね、スルメイカに限らず、うー漁業の衰退は、させてはいけないというふうに考えます。

今後、えー漁業者への目配せは変わらない、えー欠かせないものと思いますけれど、えー今後どのように臨むか、考えがあればお伺い致します。

(産業振興課長)

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

### 「産業振興課長」

えー出崎議員からの再質問にお答えさせて頂きます。

えー出崎議員から、えー漁業を衰退させないため、漁業者への目配せなど、今後どのように臨むかと言うご質問でございました。

え一海水温の、あの上昇など海洋環境の変化に伴いまして、え一イカや鮭などの魚種を始め、え一特にここ数年は、なかなか思うような漁獲量になっておらず、漁師の皆さん、大変ご苦労されている事は十分認識でございます。

え一そうした状況の中で、これまでも歴代の担当者を含め、出来る限り現場に出向きながら、え一漁師の方々とも対話させて頂き、そうした対話を通じながら、え一積み上げて来て、え一トラウトサーモンの養殖事業ですか、え一各種支援策などの取り組みにも繋がって来ているものと認識してございます。

江差町は漁業で栄えた、え一町でございますんで、今なお漁業は町の重要な基幹産業だというふうに認識してございます。

引き続き、え一担当職員として、え一漁業者の皆様と対話を通じながら、え一関係機関とも、え一連携して、え一漁業が衰退する、大きく衰退することの無いよう、え一必要な対応を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

え一とそれでは、一般質問を行いたいと思います。えつ今回、私の質問、1、2、3、え一ある意味、まあ高齢者・障がい者、え一の対応。午前中、塚本委員からも議員からも、一人暮らしの方の問題も出ていました。

え一私も、その問題に本当に共通的な部分、え一日々感じております。あの従来も、この一般質問等で、え一話すことありますが、私、NPOの仕事、今年でもう5年目、あつ6年目か、え一やっています。ほぼ、高齢者、障がい者、そして特に一人暮らしの方、精神を病んでいる方、そういう方の対応、まあちょっと大げさかもしれません、日々電話、直接対面、又、え一仕事でメンバーの方々が、ほかの事で塞がっていれば、私が代理で、まあ代理というかはおかしいでしょうか。私が代わりで、移送だとか、弁当を届けたりだとか、個々の対応もやって、江差町内の、本当に高齢者、障がい者、精神病んでる方、一人暮らしの方の、ある意味、悲鳴に近い声を感じております。

私は議員として、しっかりとその声を届けるのが使命だなと改めて思いまして、今回この

1、2、3、ある意味共通なんですが、あえて、ちょっと三つに分けて、え一町長等にお聞きするものであります。ちょっと前置き、申し訳ありませんでした。

一番目、介護保険制度について、取り上げたいと思います。

今、話しました高齢者、一人暮らし等々の中で、この介護保険制度、本当に中心の制度でありました。それまで家族で介護する。もう老老介護どころじゃない。家族みんなで、その家族の障がい介護を受ける方々の世話をしていた。江差でも、本当に私、社会福祉協議会でやっていた頃のヘルパーさん達の仕事を目の当たりにして、この介護保険制度、国が作ったとき、素晴らしい制度だなと思いました。

ところが、この間、何回か町長ともここでやり取りさせて頂きましたが、もう今、崩壊の道を進んでいる介護保険制度、改めて私、まず最初に一番目として、この大きい1の、質問の一つ目として、この介護保険制度、今、改めて国が改悪の大きなギアを出そうとしております。踏み出そうとしております。

私改めて町長に、国に対してしっかり反対を示すことをまず求めたいと思います。

改めて説明しますが、厚生労働省、先ほど言いました改悪の中身、まあ色々有るんすけれども、三つ、あえて挙げさせて頂きます。

ケアプランの有料化。

そして要介護1・2の、この高齢者。これ訪問とか、通所介護、これを介護給付から外すと。今、実は要支援1・2の部分の、え一訪問介護、え一通所介護、ヘルプ・デイこれを、現在既にもう行われているんです。要支援の部分ですね。それを総合事業と言う事で、市町村が主体でやっているんですが、それを更に要介護1・2、介護を受けている方の一番多くの方々がいらっしゃるこの、要介護1・2ですよ。一番大事な階層、この要介護1・2、そこをしっかりと守らなかったら、もう介護全体が崩れてしまう、そこを市町村にもう丸投げしちゃうという計画が二つ目。

三つ目が、利用料を2割負担。現在も少ない部分ですけれども、実は2割負担って導入されているんですが、その対象を拡大すると。もういよいよ利用料だけで、もうとてもじゃないけれども、介護使えないなるという心配、声が上がってきます。

こういう今の厚生労働省の考え方で、え一色んな部会開かれて、今も行われているんですけども、その中で、え一全国の市長会とか、医師会とか、色んな関係団体、福祉とか介護とか、色んな団体が、その部会の中で、また外で、色んな反対の声が上がっておりまます。

改めて私、この点、前にも聞いたことあるんですけども、3年おきにこれ、計画見直しされておりますので、ある意味3年ごとの、もしかしたら町長への質問になるかもしれません、改めて色々な機会、町村会等の機会で強く国に反対だと言う事を伝えて欲しい。え一是非このことについて、え一尋ねるのですが如何でしょうか。

介護保険の問題について、二つ目にちょっとお聞きしたいと思います。

先ほどもちょっとと言いましたが、国は既にもう、要支援1・2のヘルプだとか、デイだとか、その部分は地域でやってくれと言う事も、どんどん進めて来ております。この流れって言う、なかなか現時点では、止めがたいものも正直、私は有るなと思います。

まあそういう点で、地域とか民間その協力を得る場合には、もう当然無償と言う事は国も言っておりませんが、もうギリギリの有償、もう本当に単価を下げる。もうそれじゃ駄目だと。見合った対価でなかつたら駄目だと言う事について、えーちょっとお聞きしたい。

先ほど言いましたが、この総合事業、えーまあ我々NPOも対象になっておりますが、非営利団体と言う事でNPOでいいんですが。それからボランティア団体、民間の事業所、そこに、もうサービスの提供を担って貰おうというのが国の考え方。それで江差町も、私は当然それをこの数年間、国が進めて来た、えーと並行して、当然想定していたと、だと思うんですが、この間、えー江差町でもネクストイノベーション、こういう中で取り組みも、して来ております。私ももう、このネクストイノベーション中で多少とも関わって来ております。

この厚生労働省の、まっ言葉として、多様なサービス活動という言い方します。多様な、何となく聞こえはいいんですが、先ほど言った通り、もう国が考えているのは安価な報酬、有償のボランティア、それでやって貰おうとしてるんですが、これ本当に、全国では、やってる所では、そんな安いものでは出来ないという声がもう出て来ております。

えー既にもう先ほど言いました要支援1・2のヘルプ・デイでは行われておりますし、そういう階層の方々の色々な支援の部分について、江差町も、もし実施するとなれば、私は先ほど言いました、その事業に見合った、サービスに見合った対価がしっかりと出していくべきだと。ここは、今から私、きっちと確認しておきたいなと思います。

えーこの点について、えー介護保険の問題、2点お聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の1問目、介護保険制度についての、2点についてのご質問にお答え致します。

1点目の介護保険制度改正に伴う①ケアプラン有料化、②要介護1・2の方の総合事業への移行、③利用料2割負担の対象者拡大につきましては、議員ご質問のとおり国の中社会保障審議会の介護保険部会にて、議論されているところでございます。

介護保険制度は、国の制度であり、ケアプラン有料化や総合事業対象者、利用料負担についても国の最終的な方針に基づき対応することになります。

しかしながら、介護保険制度時代の、自体の今後の持続的な運営について、町長として懸念を抱いているところでもございます。

町と致しましては、北海道で一番高い介護保険料という現状を重く捉え、利用者の負担が過度にならないよう情報収集に努め、国の動向を注視して参りますとともに、町村会など関係団体を通じて国へ意見が伝えられる場が設けられる可能性もありますので、その際には状況を見極めながら対応して参ります。

2点目の総合事業による対価については、住民主体による総合事業は、地域支え合いを基盤としており、報酬の設定につきましては、制度の趣旨や他市町村の取り組みを参考にしながら、事業内容や役割に応じて適切な水準を検討していく必要があると考えております。

町と致しましては、地域の主体性を尊重しつつ、持続可能な仕組みづくりの観点から、関係者の方々の意見も伺いながら適切な対価について整理して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければなあと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えー今の介護保険の問題について、えー2点ちょっとお聞きしたいと思います。

ただ今答弁の中で、えー国に対しては、あの町長の答弁の通り積極的に色々な機会を見つけて、是非、直接届けて頂きたいなと思います。

えー私は2番目にお聞きした点について、ちょっと2点お聞きしたい、お聞きしたいなと思います。

えーちょっと触れました、その住民主体の、まあ多様なサービスの展開、先ほども言いましたけれども、ネクストイノベーションでこの数年間、あのーまあいわば、検討といいますか、実践を兼ねて模索も含めて、して来たかなと思いました。

私ちょっとこの質問、えー今回のこの問題については、住民主体の多様なサービスを町として、えー実施すると、その方向だという前提のもとの答弁だったのかなという気しております。ある意味、ちょっと私、この問題については先走った質問も、してしまったかなと。

考えてみれば、この市町村の多様なサービスを実施するという場合、この江差町の議会で、えー若しくは関係業者おります。あと、住民の部分、そのしっかりとした合意、討議、色々な意見を交わす事、そう言う事をしないと、私は、ただただ国の、厚生労働省の言う多様なサービスをそのまま実施するとなれば、前段に言いました公的介護保険制度、それの形骸化と言いますか。

前、取り上げた事ありますけれども、住民の自助、互助、そこに頼ってしまうと、そういうサービスを展開してしまうと、これは本当に介護を受ける方、えー高齢者の方、えーそういう人達の手助けにはならない、そういう部分が私、どうしても感じてしまいます。

改めて、えー多様なサービスを実施するんだとした場合、つまりNPOだと、地域住民の力を借りるんだとか、その力で、えー介護保険の支え合い、必要な部分については、えーやって行きますよと、そういう方向で行く場合は、先ほど言った関係機関、えーたく

さんあります。それから我々も含めて、そういうところの協議も含めて、町の基本的な考え方、町としてはこういうふうに実施するんだ。そう言う事を要綱等で定めると、町の基本的な考え方を定めると。そして議会にも、当然説明・協議もして頂く、住民にも協議して頂く。まあそう言う事が、私は大事だと思うんです。そうする事によって、えー介護保険の、ある意味地域としての、えー受け皿的なものもしっかりと、えー必要なサービスを実施して行く。そういう点では、私は大事だと思うんですが、その点についてどう考えているのか、えーちょっとお聞きしたいと思います。

えーもうちょっと問題なのは、二つ目にちょっとお聞きしますけれども、要支援1・2の方、それから総合事業対象者と言う事でちょっと別な区分で、えーサービスを受ける部分が有るんですけども、これが従来の介護サービス事業者、現在サービスを提供している事業者、そこの訪問、まあヘルプ、通称デイ、そのサービス、これからも受けられるのかどうか、と言う大変重要な問題があります。

えー先ほど、国の方では要支援1・2の方は、既にそれをやっているという話をちょっとしました。えーこの江差町でももちろんやっています。従来の介護保険をずっと担つて来た、えー事業者、そこが要支援1・2総合事業で、国は当然単価を下げる、若しくは全体的に報酬として入るお金が少なくなつて来る。そういう設計がされております。

ですから、これをどんどん進めてたら、既存の現在、従来のサービスをやっている介護事業所、そこが仕事がもう出来なくなる。採算が合わない。そういう問題がもう既に、全国で起きております。えー私ここも、しっかりと江差町が、これから多様なサービス、先ほどちょっと言いました多様なサービスをやって行く場合、その従来の事業所との兼ね合いも含めて、しっかりと必要なサービスは、ヘルプ、デイに関して言うと、必要なサービスは受けられるんだ、そういう制度設計が私しっかりとやつて行かなかつたら、他の自治体を見ていると、もう既に要支援1・2、総合事業では既存の、おー今までの、従来の介護事業者も撤退して行くと、もういう部分がどんどん出て来ております。

そういう点について、えーどのように考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。以上2点、再質問であります。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員のご質問にご答弁申し上げます。

えー1点目の住民主体の総合事業の構築に当たりましては、議員ご指摘の通り、関係機関との丁寧な協議や町としての実施方針、要綱の制定、更には町民の皆様への分かり易い説明が重要であると認識しております。

え一当町と致しましては、自助・互助の力は、地域作りにおいて大切な要素であると考えておりますが、それを、え一町民の皆様に一方的に求めるものではございません。え一町民の皆様が無理なく参加出来るよう、町としてもしっかりと併走する姿勢で取り組んで参りたいと考えております。

また、地域の状況や町民の皆様の多様なニーズを踏まえ、負担感が生じないよう十分配慮しながら意見交換を行い、事業内容を丁寧に検討し、町民の皆様と協働して持続可能な地域作りを進めて参りたいと考えております。

2点目です。2点目は要支援1・2の方や総合事業対象者が従来通りサービスを受けられるのかと言うご質問についてお答え致します。

総合事業への移行後も、サービスが必要な方が、必要なサービスを確実に利用出来る事が最も重要と考えております。国の基準では採算が、に懸念が有るとの声も、えーサービスの種類によっては承知しているところでございますが、町と致しましても、現行のサービス事業者のご意見を丁寧に伺いながら、制度設計を検討して参りたいと考えております。

いずれに致しましても、町民の皆様がこれまで同様に、安心してサービスが利用出来るよう取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い致します。

(議長)

小野寺議員。

### 「小野寺議員」

はい、あのー、担当者からの今、答弁頂きました。えーまあ最終的には予算も絡む問題であります。えー結構、あの大がかりな制度設計にもなる問題であります。是非、あまり時間掛けないで私としては、あのー先ほど担当課長おっしゃっていましたが、やるとすれば、あまり時間掛けないでやって欲しい。しかし、しっかりと、えー協議等々も行った中で、えー制度設計をして頂きたいと思います。えー一番目の、大きい一番目の問題については以上と致します。

再、2番目に入りたいと思います。

えー2番目ですが、まあ先ほどもちょっとと言いましたが、障がい者の問題についても本当に多岐に渡る色んな困難を抱えた方々がいらっしゃいます。もちろん高齢者だけには限りませんが、えー主に高齢者も含めた、えー障がい者の方々の部分、そして、えー若い方、子供の人たち、私も経験しておりますが、今日は、その中でちょっと二つ取り上げたいと思います。

まず一つ目は、えー障がい者の希望を踏まえた意思決定支援。それから結婚・出産・子育ての支援について。これは、この間何回か取り上げて、えー参りました。昨年の6月議会でもこの問題を取り上げまして、細かい事までは振り返りませんが、全般的に私は前向きな答弁があったと受け止めております。

ただ、昨年の6月議会以降も、もう1年ちょっとですが、私の先ほどもちょっと述べま

したが、言わば実体験と言うのでしょうか。日々相談があつたり、直接出向いて聞いたり、そういう実体験の中で、この事が、つまり、えー本人は何を考えているのか、本人の希望は何なのか、その希望を叶えるにはどうするかと言うその意思決定の支援ですね。それから、仮に結婚したい子供をつくりたい、そういう場合はどうやって出来るのか。

これはこの間、町長もなかなか単独の一自治体では難しいと言う答弁もありましたが、いざれにしても、そう言う事、そう言う事が、障がい者本人、家族に届いているのか。私、経験した中では殆ど知らない。知らされていない。全般的にもううなんじやないかなという気します。まず入口として、私、この問題、改めて今日お聞きしたいんですけども、市町村、事業所、そこをしっかりと、えー連携しながら、必要なサービスの活用、見守り等の支援体制の構築、えーこん中も、しっかりと必要だと言う事を国から求められております。

じゃあ、この江差町。町とか事業所の取り組みどうなっているのか。意思決定支援、結婚・出産支援の、子育て支援について、このことについてどうなっているのか、改めて、えーちょっとお聞きしたいと思います。

この問題、今回ちょっと私調べで、えー迂闊にも知らなかつた問題、ちょっと2番目で取り上げます。地域連携推進会議と言うものが、国の方で進めていると言う事が分かりました。えー障がい者の方々、あのー例えば、生活、共同生活援助という言い方するんですが、いわばグループホームですね。グループホームとか、あと施設入所の支援において、えーその、それぞれの場所で、そのサービス、その支援の、その質、それをしっかりと確保する。国が色々通達等で出してますが、それを確保する。

そういう観点から、そういうグループホーム等のあり方について、その地域の関係者を含む外部の目、第三者による評価、これを定期的に取り入れましょうと。その会議、地域連携推進会議。その事業所だけではなくて、地域の目、えー例えば役場の目なども含めて、その会議の中で、しっかりとやっていきましょうと言う事が、実は去年は任意で行われて来たんですが、今年度から、今年度から事業所の義務となっております。この地域連携推進会議を年に1回以上は開きなさいと言う事になっております。

で、お聞きします。まず、江差町内で、この地域連携推進会議の対象事業所はいくつあるのか。二つ目に、その対象事業所は、この地域連携推進会議に取り組んでいるのか。まあ今年度と言いますので、まだ何ヶ月かあります。まあ予定しているのか、その事についてお聞きしたい。

それから、これを開催しますと、お一公表することになっております。私も、ちょっとネットで見ましたら結構色々ありました。かなり勉強になりました。

改めて、ちょっと質問と言う事で聞きますが、既にこの公表しているところの特徴点、どのように受け止めていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。以上2点、町長にお聞きします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、障がい者施策についてのご質問、大きく2点についてお答え致します。

1点目、障がい者の希望を踏まえた意思決定支援、結婚・出産・子育て支援につきましては、議員からのご質問にありますように、障がい者ご本人やご家族の方々に対する意思決定や相談支援体制の仕組みなど、町としても周知が不足していたものと考えております。

今後におきましては、意思決定支援の仕組みや相談窓口となる町やあすなろ相談支援センターの連絡先を精神障がいや知的障がいのある方々に対しお知らせをするとともに、地域の実情などを把握している町内会長や民生委員の方々にも周知をし、先ずは、相談先の徹底を図って参りたいと思います。

なお今年度、あすなろ相談支援センターにおける意思、意思決定支援会議は1回開催されており、町も参加しております。

いずれに致しましても、第1期江差町障がい福祉プランの基念、基本理念であります、障がいのある人が自らの決定に基づき、安心して地域で暮らせる共生社会の実現に向け、町としても障がい者のセーフティーネットとして、意思決定支援ガイドラインや研修の場を通じ知見を高めるとともに、地域全体で支える体制を構ち、構築することが重要でありますので、町民や関係機関、各種事業所含め多くの方々に、障がい者の意思決定支援や結婚・出産・子育て支援について、理解して頂けるよう普及啓発に努めて参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

2点目の地域連携推進会議につきましては、議員からのご質問にありますように、国の障がい者福祉サービス等報酬改定により、障がい者支援施設や共同生活援助事業所において、施設等と地域が連携することで、利用者と地域との関係づくり、施設等でのサービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護などを達成するため、各事業所が利用者や家族、町内会役員などの地域関係者より構成を、構成員を選出し、年1回以上、会議の開催や施設等の見学を実施するよう令和7年度から義務化となったものでございます。

町は、任意の構成員と位置付けられておりますが、利用者の日常生活の様子や地域関係者に対する障がいの理解促進、職員の支援の様子、施設等の運営状況などを確認できる場でもありますので、対象事業所に対し、構成員として参画出来るよう働きかけをして参りたいと考えております。

なお、当町の対象事業所は、あすなろ学園とあすなろ福祉会の共同生活援助事業所の5事業所となっており、年度内に地域連携推進会議と施設見学の開催に向け、準備を進めている事を確認させて頂いております。

また、既に地域連携推進会議を開催し、公表、公表されている事業所の内容を確認させ

て頂いたところ、施設がより身近になったと言うような意見や、災害時など行動に配慮が必要な方への支援を地域住民と共有が図られたと言うような意見がありましたので、本会議の目的の一つであります、利用者と地域との関係づくりや理解の促進が図られているものと感じております。

町と致しましては、今後も対象事業所と連携、協力しながら取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

### 「小野寺議員」

えー再質問、えーさせて頂きます。

あの全般的に、まああのー、中々一つの自治体だけでは出来ないと言う部分については、私も、あのー理解するところです。えー、とは言いながらも自治体としてやれるところ、一歩一歩、こう進めて行くと言う点では、あのー前回、そして今回、私は、あの評価したいと思っております。

えーまっ、そういう前提で、しかしとは言いながらも、もうちょっとここはと言う事で、再質問させて頂きます。

えっと、まず最初の、一つ目の事について再質問ですが、まあ先程、えーこの意思決定支援について、障がいのある方とか、町内会長等に、まあ周知すると言う事ありました。是非、私これ進めて貰いたいんですが。えーっと、この周知について、私、町長の答弁聞いてあれっと思ったんですけれども。障がい者の家族、障がいのある方で、ある程度その軽度な方は、もしかしたら丁寧な説明すると、あのー理解する方もいらっしゃるかもしれない。でも中度・重度なると、中々理解すると言っても難しい。家族の方がね、本当に必要なんですよ。家族に周知する。家族がその自分の子供だとかに、そのことについても、苦労するかもしれませんけれども、一緒になってそれに向かって行く。是非ね、障がい者の家族にも知らせて欲しいと思います。この点について、ちょっとお聞きしたい。これが一つ。

それから、もう一つ。この一周知、その意思決定支援など結婚・出産の問題も含めて、この2年3年、えー国や道や、もう色んな、え一周知など、書物的なものは出ております。ネットにもたくさん出ておりますが、もう本当にね、そのガイドラインちゅうのが有るんですけども、あれをなぞってたらね、もうなんかね、難しくてよう分からん。

えー障がいを持ってる方、本当に忙しくて、若しくは親自身も障がい、軽い障がい持ってる方とか居ますので、そのーちっちゃい字で難しいものでね、えー紹介したってね、中々理解出来ないっていう部分が出てきますよ。本当に分かり易い。今、分かり易いねパンフレットも出ています。あのネット見たら、ずいぶん分かり易いなど。もう漫画入り、カット入りで、もありますので、是非そういう工夫をして頂きたいと思いますが、この点についても、ちょっとお聞きしたいと思います。これが一つですね。

それから地域連携推進会議について、ちょっとお聞きします。あの先ほど答弁で、5ヶ所。まああの一、えーっと、この江差町を見れば、グループホームたくさん有ります。あの5ヶ所で済まないんですね。これなんでこうかつて言うと、えーっと、まあサブと言う位置付け、正式な事になるんでしょうかね。まあサブと言うか、ですからちょっとメインがあつて、それで、えー1ヶ所が三つか四つか、もうちょっとかな。ですから、そこは見学と言うことになるんですね。えーですから、そこカバーするので、ちょっと中々、あの、五つの地域推、地域連携推進会議で、もうたくさんある、そのグループホーム全体を果たしてどこまで、こうカバー出来るのかなって言うのは、ちょっと非常に心配な面もあるんですけれども。

まあまず、町も構成員として参画したいと言う事でしたので、えー入居、グループホームに入ってる方と、その地域との連携、今も、あのやつてるところもありますけれども、中々、あの一広まっていない。南ヶ丘でも、えーグループホーム、あのー1、2、3有るのかな。やっぱり、もうちょっと、あのー私達の町内会長の立場でも、その地域交流出来ればいいなと思うんですが、是非、地域連携推進会議の中で、それを更には災害時。

私本当に、多くのグループホーム等を見て、この災害時、地域との連携をしっかりとやって行かなかつたら、初動の災害大対策、支援、えーこれは本当に深刻だなという気がします。是非、町が構成員として、えー参画すると言う事でしたので、この地域交流だとか、災害の問題だとか、積極的に町としても、おーこの地域連携推進会議の中で意見反映をして頂きたいと、えー是非思います。この点について、どうでしょうか。

それから、先程、これ既存のものですが、地域連携推進会議じゃなくて、意思決定支援会議のお話もちょっとありました。今年度これまでに1回と言う事がありました。それで、この意思決定支援会議って本当に私は重要だと思ってるんです。本人参加の元で、本人ですよ。その障がいだとか持っている方、本人、本人の参加の元で、本人の意思を確認したり、それから事業所だけの検討させないで、家族とか、成年後見人等の人たちを交えてその意思決定支援会議をすると言う事に一応なってるんですね。

だから、その障がい者の意思決定支援をどうやって、やって行こうかと言うその重要な会議が、たった年に1回って言うのが、ちょっと私、えって思っちゃったんですよね。

あのこれ、江差町として、何かその背景、何か聞いてれば確認してれば、ちょっと教えて頂きたいなと。本人参加する元での、その大変重要だと思われるその会議が、1回しかないという部分についての、ちょっと私の疑問について、えー何か掘んでる部分があれば教えて頂きたいなと。以上であります。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

## 「町民福祉課長」

え一小野寺議員の再質問にお答えをさせて頂きます。

まずあの1点目。え一意思決定支援等に対する仕組みの周知についてですね、まあ障がい者の家族への周知、またあのー、併せまして、周知に当たっては分かり易いパンフレットなどを活用するべきじゃないかと言ったご質問だったというふうに思っております。

えー先ほど町長から答弁が有りましたように、この間、町としても周知が不足していたものと考えております。まずは、意思決定に当たる前の相談先を徹底して行く上で、えー障がいのある方への家族にもですね、え一周知を図って行きたいというふうに思っております。

また、周知に当たりましては、えー議員からのご質問にありますように、えー厚労省とかのホームページも分かり易いようなパンフレットとかもありました。あまり色々と文字書いても分かりづらいと思いますので、そのようなものも活用しながらですね、え一周知を図って行きたいというふうに思っております。

えー併せまして、えーまずは、いずれにしましても、先程から言いましたが、困り事なども踏まえながらですね、まずは相談先と言う事で、町であったり、えー相談支援センターの連絡先の周知徹底を図って行きたいというふうに思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

えーそれと、えー2点目。地域連携推進会議の構成員として、えー積極的に意見反映して頂きたいと言うご質問だったというふうに思っております。え一本連携会議の目的と致しましては、えー先程、町長から答弁が有りましたように、えー利用者と地域の関係作りやサービスの透明性、質の確保、利用者の権利擁護などを達成するため開催することとなっておりまして、えー施設側からの一方的な報告では無く、えー構成員と双方向で意見交換をすることが求められております。

えー町と致しましても、えー構成員として施設職員や他の構成員と率直に意見交換を行いまして、えーお互いの気付きを得る機会や連携の場の、場になるというふうに考えておりますので、連携会議の目的達成に向け、意見反映をして行きたいというふうに思っております。

えー次に3点目です。えー意思決定会議につきまして、えー多数の利用者等がいる中での、まあ1回と言った分は少ないのでないかと。その背景が町として分かっていればと言う事だったというふうに思いますが。

まずあのー、意思決定の個別ケース案件については、ちょっとお話することは出来ませんが、先程、町長の方で答弁させて頂きました1回と言うのは、町が参加した意思決定会議の開催状況でありまして、えー施設におきましては、個別のケースごとにご本人、それとご家族、それと施設の職員、支援相談員で相談しながら意思決定が、えー図られたケースも有ると言う事は聞いております。

えーいずれに致しましても、施設職員と本人だけでの意思決定では無く、えーそのご家族を交えたケースや町なども参加するケースなど、えー有りますので、あくまでも本人の意思決定が、えー尊重されるよう、えー取り組まれているというふうに思っております

し、町と致しましても、引き続き相談支援センターと連携し取り組んで参りたいというふうに考えております。

えー少ない要因の一つとして、えー先程も1点目でご答弁致しましたが、えー議員おっしゃるように、本人、ご家族の方々が、あの意思決定支援や相談支援体制の仕組みが分からぬと言う状況も有るかというふうに思っておりますので、えー先程も言いましたが、周知徹底に努めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願ひ致します。

### 「小野寺議員」

はい、議長。

### (議長)

小野寺議員。

### 「小野寺議員」

はい、是非よろしくお願い致します。ちょっと時間の関係上、3番目に移ります。

えーそれで、1問目で、えー介護制度の話、2問目で障がい福祉の関係をお話致しました。

結論から言うと、私この介護の問題、障がいの問題を一つの課にすべきではないか、そういう立場での質問であります。

えー江差町役場高齢あんしん課が介護、町民福祉課が、まあ障がい、というふうに分れております。まあ人口が多いところ、まあ例えば10万とかですね、まあそういう大きい所は、もう事務総体が大きくなりますから、それは分れても止むを得ないのかなと思うんですが。この人口の少ない所、まあ6千とか、そう言う所はですね、介護と障がいはもうね、一緒にすべき。と言うか、もう他みんなそうです。是非やって貰いたい。

えーこの数年間、ご存知の通り共生社会、えー地域で、えー障がいの方も高齢者の方も元気で働いてる方も、まあ共に、それを行政としても反映する。それから、ちょっとと言葉は難しいんですが、国の方ではこの数年、重層的支援体制整備事業なるものをやっております。

つまり、1人が何か困難を抱えたとしても、えー一つだけじゃない、えー複数有るんですね。それをそれぞれ課がバラバラじゃなくて皆さんで、こうしっかりと、えー全体を見ましょうという部分が有るんですが、これ私、この考え方は江差町の場合は課を統合してこそ、一つの課で介護と障がいを見てこそ、私はこの理念が果たせるのかなという気はしております。

まあ是非このことについて、検討して頂きたいと思いますが如何でしょうか。

### 「町長」

議長。

(議長)

町長。

**「町長」**

小野寺議員の3問目、町政での介護と障がいの連携についてのご質問にお答え致します。

議員ご案内のとおり、江差町では介護の関係は高齢あんしん課で、障がい者の関係につきましては町民福祉課において対応しているところでありますが、日常業務にあたりましては、日頃から職員間での情報共有や必要に応じて協議をするなど、横断的な連携を図りながら住民サービスの向上に繋がるよう努めているところであり、現時点におきまして、適切に対応は出来ているものと考えているところでございます。

しかしながら一方で、議員ご指摘の重層的支援体制整備については、まさしく分野を横断した包括的な支援体制を構築するものであり、地域住民の皆さんに抱える複雑な課題に対応するために有効であることは十分認識をしているところであります。

今後は住民サービス、あ一失礼しました。今後は住民ニーズや既に取組んでいる先進自治体の状況を踏まえながら、組織体制の在り方につきましても、役場関係各課で議論して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

**「小野寺議員」**

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

**「小野寺議員」**

ん一、今の答弁、どのように聞けばいいのか。あのー重層的支援体制整備事業は、私、前に1回取り上げたことあるんですね。えー今のような答弁でした。

えー、あの、この重層的支援体制整備事業ちゅうのは、仮に課がバラバラでもですね、その共通する部分はちゃんと連携取りなさいよと言う事であって、まあ私は、繰り返しますが、江差ぐらいの小さい所では、そもそも、そもそも一つの課。

あの私ね、実体験からいって、前段、あれ述べたのは、実はここに持つて来るため、前段、前文的な事喋ったんですが。私の実体験で、町長おっしゃるけれども、おっしゃるけれどもやっぱり縦割りですよ、縦割り。1人の人が介護の相談を受けたとしても介護だけじゃない、よく良く聞けば、もう、えー実は、他の社協だとか、もう他の色んなことも含めてすけれども、江差町も2課に限らず、場合によっては健康推進課だとか、もう本当に複数の課が連携取らなきゃなんないんですが、せめて介護と障がいぐらいは、もう一つの一体となって、課長が、えー指示すれば指揮すれば、もう、うーもう速やかに対応

出来ると。課が分れてるとね、中々なってないですよ担当部分では。

ちょっともう時間が無いんでね。あの、担当者の段階で知ってるでしょうね、あの桧山管内も殆ど一緒ですからね。このメリットって言うのをしっかりとね、先ほど町長、他の自治体と言う話有りました。しっかりとね、あの一聞いて貰いたいんですよ。あの大きい北斗でさえ、森でさえ、七飯でさえ一緒ですよ。もっと言うと健康推進、江差で言うと健康推進課、保健師さんのところも一緒ですから。で、聞きました私、担当課長とか。今回もちょっと、上ノ国行って色々勉強して来ましたけれども。

もう本当に、え一課としても全般的に見てますね。あっち行って、こっち行ってなんて無いですよ、本当に。是非やって貰いたいと思うんですよ。えーと、研修もして貰いたい。その、しっかりとやつて貰いたいんですがどうでしょうかね。ちょっと端的にお答え下さい。

(議長)

町長。

「町長」

役場組織の全体のお話でございますので、私から、あーお話をさせて頂ければなと思います。

え一小野寺議員の問題意識と、大きくは、あーそれ、それで、ズレてはいないというふうに私も思っています。この間、え一町民福祉課、あ一高齢あんしん課、又、あ一健康推進課、この3課に対しまして、今の在り方がいいのか。

今の体制になったのは、あー以前やっていたひのき、ひのき荘を民間に移譲する時に組織の再編と言う事で、高齢あんしん課と言うのを新設したというのが経緯でございます。そう言った、その時にもですね、今の体制をどうする、この体制でいいのかと言うのは非常にこう悩みながらこの組織にしたところでございます。

それから数年経つてまた社会情勢も変わり、また江差町としては近年ですね後年、え一成年後見制度などを通じてですね、え一障がいのある方や、或いは高齢者に対して、どうこう支援して行くのかと言った時に、そう言った制度がですね、複数課にまたがっているような現状もあります、やりにくさと言うのも私自身も感じているところでございます。

え一まあ、いつの時期になるかは別にして、今の体制をどうして行くのかを見直す時期に来ているんじゃないかなというふうに思っておりますので、ご指摘を踏まえて、今後検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非よろしくお願ひ致します。

次、最後ですが、教育長。4番目として、え一学校施設におけるバリア、バリアフリー化について、え一お聞きしたいと思います。

私もこれ、実は前から、あのーちょっと気になっていたんですけども。特に今日は、え一実際にちょっと体験したことある背景に、有るので質問として取り上げさせて頂きました。

あのー文科省の方では、障がいの有る児童生徒が支障無く、安心して学校生活を送る事が出来るように、まっそう言う事で、えーまつ、もちろん災害時の避難所など、地域のコミュニティ化拠点としても役割を果たすと、そう言う事から学校施設のバリアフリー化を推進しております。

それで端的にお聞きします。

えー当町の現状はどうなっているのか。

えーそれから、まあ未整備の部分が、多分私パッと見てもありますので、今後の予定はどうなっているのか。

それから、正直、ゆるくないなと言う気もします。未整備箇所の整備を進めるに当たつての、おー課題と言いますか、えーどのように受けとめていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

え一小野寺議員の4問目、学校施設におけるバリアフリー化についてのご質問にお答え致します。

文部科学省は、本年8月に学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進についてを発出するなど、令和12年度末までに避難所に指定されている学校へのバリアフリートイレの整備や全ての学校におけるスロープ等による段差解消など、具体的な整備目標を示し、学校設置者にはバリアフリー化に関する整備計画や方針の策定を求めております。

町内の各小中学校の現状ですが、江差中学校は平成26年の建設時からバリアフリー化され、エレベーターや体育館横に多目的トイレが整備されるなど、障がいのある生徒が支障なく学校生活を送ることが可能となっているほか、避難所としても支障なく利用出来る

状況となっております。

しかし、その他の小中学校においては、正面玄関のスロープ、エレベーター、多目的トイレの設置など課題を抱えております。

未整備箇所の今後の予定と整備を進めるに当たっての課題についてですが、江差中学校以外の学校施設は老朽化が進んでいる事や建物の構造上、対応できるバリアフリー化は限られるものと考えております。

文部科学省が示す整備目標に沿いながら、検討して行く必要があると認識しておりますので、ご理解をお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの一実は私、まあ先程もちょっと述べましたが、あのN P Oの仕事のもう一つで、町の委託事業で、え一小中学校の新旧などの子供さん方、えー放課後デイ、上ノ国に事業所が有るんですが、そこの送迎を、それも、あのーやって、ですから南が丘小学校、江差小学校、江差中学校、北、えー中学校に何度も顔出して。

今回、先程この質問の機会と言ったのは、実はですねクマ問題です。クマ問題で、えー学校が父母の送り迎えと言う事が有りました。まあその前からも私、何となくは思ってたんですけど、江差小学校の玄関。今回そのクマ問題で父母の送迎、父母の送迎といつても、必ずしも父母でないですね。おじいちゃん、おばあちゃん、えーと言うか、大体そこが多くたんですね。

あの江差小学校の玄関は2階です。結構大変でしたね。あれー、そうだ、ここは高齢者と言いますか、ちょっと足腰大変な方は、あそこ登るのが大変なんだっちゅう事が、あの時実感しました。

で、ちょっと質問です。江差小学校の場合、そのスロープってどういうふうに考えて、この国の、まあ国は何でも通達出して、年度を決めて、まあ多少の予算もこれ付込んでしまうか。だけど、本当に古い学校、どうしたもんかなと言う事になろうと思うんですが、再質問で、江差小学校に関してちょっとお聞きしたい。そのスロープの問題だけじゃなく、無いとすればちょっと江差小学校の事について、ちょっとお聞きしたいなと思います。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

小野寺議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

えーと江差小学校は、えーと先ほど、教育長から答弁した通り、えー老朽化が進んでいる状況にございます。えー、で児童玄関は、えー2階にございます。えー一般的なスロープの設置は、あのー教育委員会としても難しいというふうに認識してございます。

えー動線をどうやって考慮するか。それから、え一段差解消機の設置、文科省の示している段差解消機などの設置も検討して行く必要があるのではないかというふうに思ってございます。

えっと、先ほど教育長からお答えした通り、令和12年度までに、えー全ての学校にスロープを設置するって言う、えー努力、努力目標が示されておりますので、それに合わせて教育委員会として、まあ先ほど説明したように、整備目標に沿いながら、えー江差小学校がどのようなスロープを設置出来るかと言うところも含めて、えー検討して行きたいというふうに思ってございますので、ご協力、あつ、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

次に田畠議員の発言を許可します。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

えー私は今回、照井町長に、えー3点ほど質問したいと思います。

通告してある通り、えー答弁は、イエス・ノーで答えて頂きたいと思っています。

まず第1点ですけど、江差町の観光振興について、とりわけ三大祭りについて質問します。

まず一つ。7月のかもめ島まつりの際に、毎年恒例で瓶子岩に、しめ縄飾りをしております。しかし、去年今年と、それはされておりません。来年からこのしめ縄飾りをするべきと考えますが、するかしないか、イエスかノーかで答えましょう。

2点目。8月の姥神大神宮渡御祭の際に、毎年これも恒例で、街道沿いに告知旗が立てております。ところが、風が吹いたり、雨が降りますとポールに巻き付いて、全くその体を成しておりません。ですから、来年から期間中、毎日この旗を私は点検すべきだと考えております。来年から毎日旗を点検するかしないか、これもイエス・ノーで答えましょう。

3点目。

教育長、笑うな。喋ってるんだから、なんだそりや。

3点目、9月の。

教育長、笑うなって言った今。なんだ、その態度。

(議長)

田畠議員。質問して下さい。

「田畠議員」

9月の江差追分全国大会の際、これまた、毎年、チャンピオンの方が、のぼりが立てられています。少年の部、熟年の部、一般の部と、約100数十本だと思っております。これが、今年、突如として立てられておりません。その代わり、青い小さな旗が立っていました。来年から、恒例の、こののぼりの旗を立てるべきだと考えますが、やるかやらないか、イエスかノーかで答えましょう。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

田畠議員の1問目、観光振興、特に三大祭りについてのご質問にお答え致します。

1点目、かもめ島まつりにおける瓶子岩へのしめ飾りにつきましては、実施主体が厳島神社奉賛会であり、町からお答えする立場にございません。

「田畠議員」

・ ・ ・ ・ (聴取不能)

(議長)

ちょっと、ちょっと待って下さい。

「田畠議員」

駄目だって。

(議長)

駄目じゃ無いです。ちょっと待って、座って下さい。

今、答弁中ですから。

「田畠議員」

・ ・ ・ ・ (聴取不能)

(議長)

指名してませんよ。

「田畠議員」

イエスか、ノーかでいいんだよ。

(議長)

指名してませんから、座って下さい。

「田畠議員」

駄目だつ。

(議長)

暫時休憩。

休憩 14:02

再開 14:17

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開致します。

え一先程、え一議会運営委員会が開催されましたので、その模様、その結果を、え一小野寺委員長より説明がありますので。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」

え一休憩中に、議会運営委員会を開催致しました。

え一先ほどの田畠豊利議員の一般質問の、え一経過についてであります。

それで、議会運営委員会で話し合ったこと、直接的な問題等を更に合わせて、この機会ですので、え一一般質問を受け付けた時の田畠議員の質問の取り扱いについても、お一この本会議ですので、え一若干報告したいと思います。

実は、今日皆さんもお手元にありますが、田畠豊利議員の一般質問の内容について、え一議運で、え一毎回、当然、え一それぞれの質問者の、ダブリ調整等々協議する訳ですが、この内容については、なかなか町長が答える質問とはどうなんだろうかと、そういう論議も実は有りました。

ただ、え一当然、有権者から、え一選ばれて、この議場に来ている議員であります。ま

あ最大限、え一議員の質問の権利、それをしっかりと、まあ守る必要が有るのではないかと言う事で、え一一定の意見は有りましたが、今回この一般質問を議運としては了とした、そういう背景も有りました。

さて、今日の事について、今回のことについて、議運で話し合いしました。結論だけ述べます。田畠とよし、豊利議員は、え一地方自治法、そして江差町としては会議規則等々、ルールに則って田畠議員は質問を致しました。そして、その質問に対し、地方自治法、又は江差町の議会会議規則等々のルールに従って、町長として、町長の考え方で、的確な答弁をしようとしました。え一ところが田畠議員から止められました。

これはルールを守らない点もあります。

改めて、え一田畠豊利議員の質問に対して、それは、中身は、田畠豊利議員の考え方で述べたものであります。

町長は、改めて、的確に町長の考え方で答弁を求めるものであります。

以上、議会運営委員会から報告と致します。

#### (議長)

以上で説明、え一、只今、え一議会運営委員、委員会の委員長であります小野寺委員長から説明が有りました。

え一それで、終わりましたので、え一引き続き、え一町長の、1問目の答弁から再開致しますので、町長、答弁をお願い致します。

#### (議長)

町長。

#### 「町長」

え一改めまして、田畠議員の1問目、観光振興、特に三大祭りについてのご質問にお答え致します。

1点目、かもめ島まつりにおける瓶子岩へのしめ飾りにつきましては、実施主体が厳島神社奉賛会であり、町からお答えする立場にございません。

2点目、姥神大神宮渡御祭期間中に設置するのぼりは、これまでも担当職員による見回り・手直しを実施しているほか、町民の皆さまなどから寄せられるご連絡に適宜対応しているところであり、これを継続して参ります。

3点目、江差追分全国大会歴代優勝者ののぼりにつきましては、これまでの掲出による破損状況と修復にかかるコストを考慮した結果、今年から大会名を掲げたのぼりに統一することを設置者である江差追分会が決定したところであり、来年以降も優勝者ののぼりは設置しないことを確認しております。

#### (議長)

田畠議員。

**「田畠議員」**

えーと、今日、再質問する予定は全くないんです。多分そういう答弁だと思っていました。

あ一次になります。えー町長の専用公用車について質問致します。数年前から突如としてまた、10何年かぶりに町長公用車が復活しました。トヨタの高級ワンボックス車、アルファードであります。今の江差町にとっては、全く無用の長物と考えます。来年から町長公用車は廃止すべきだと考えます。来年から廃止するかしないか、これもイエス・ノーでお答え下さい。以上です。

**(議長)**

暫時休憩致します。

休憩 14:22

再開 14:23

**(議長)**

休憩を閉じて、再開します。

田畠議員。田畠議員、ただ今、質問致しましたけれども、町長公用車は突如、また復活した訳ではなくて、ずっと町長公用車は有ると言う事で、質問が間違っていると言う事でよろしいですね。

**「田畠議員」**

はい。

**(議長)**

質問者が理解致しましたので、町長答弁をお願い致します。

**(議長)**

町長。

**「町長」**

田畠議員の2問目、町長公用車についてのご質問にお答え致します。

ご指摘の車両につきましては、これまでも答弁申し上げております通り、現行リース契約が来年6月に満了することから、その時期を見据えて判断して参ります。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

じゃあ、あの三つ目、最後の質問に入ります。

昨年の6月に、新地一等地、江光デパート跡地に、約3、3億5千万かけてコミュニティプラザえさしが建設されました。その時の、町のミスで約百数十万の消防の防火設備の不備があり、公的な場で町長は謝罪し、1月にその一部、副町長と町長が弁償しました。しかしそれ以降、残りの残額は払って無いと思います。

いつまで、その残金を払うのか。年内とは言いません。武士の情けで3月、年度末までに払うべきだと私は思います。払うか払わないか、これまたイエス・ノーでお答え下さい。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

田畠議員の3問目、コミュニティプラザえさし・エコーの消防用設備工事についてのご質問にお答え致します。

これまで議会の場でご説明をさせて頂いているところではございますが、コミュニティプラザえさし・エコーにつきましては、江差町と江差消防署との間で、消防法上の施設、施設区分及び消防設備に関する認識と確認が不十分だったことに起因し、消防用設備が不足した状態で、令和6年3月に建設工事を完了し、令和6年度に追加で自動火災報知、報知設備の設置工事を行うなど、施設の整備過程において、町民の皆様初め、議員の皆様に多大なるご迷惑をおかけし、町政に対する信頼を大きく損なうこととなりました。

その責任の重大さ、重大さに鑑みまして、令和6年第4回定例会におきまして、私と当時の副町長の給与をそれぞれの1ヶ月10%減額する条例を提案し、議決頂いたところでございます。

給料の減額につきましては、弁償という考え方とは性格を異にするものでございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

えー、一連の、今質問の事項の最後に、この言葉を申し上げたいと思います。

(議長)

ごめん、さ、すいません。再質問して下さい。ここ、再質問ですから。

「田畠議員」

はい。

(議長)

言葉とか、いいですから。

「田畠議員」

あつ、そうですか。

(議長)

はい。

「田畠議員」

あの一、再質問も別にありません。

(議長)

はい。

「田畠議員」

けど、一つ最後ですので。

(議長)

無いんであれば、お座り下さい。

「田畠議員」

一言、議長、言わせて貰えりやいい。

(議長)

議事進行上、そういうのは出来ませんので。

「田畠議員」

是非、お願いしたいんですけど。

(議長)

以上で、田畠議員の一般質問を終わります。

「田畠議員」

はい、分りました。

(議長)

以上で、これで、今定例会に通告ありました一般質問は、全て終了致しました。

これで、一般質問を終結致します。

えー2時、えー45分まで休憩致します。

休憩 14:28

再開 14:45

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第6、議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

既存施設の老朽化と多様な保育ニーズに対応するため、水堀、水堀保育園と日明保育園を統合し、令和8年4月1日より新たに、たばかぜ保育園を開設することから、江差町立保育所条例を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

それでは、議案第1号につきまして、補足説明をさせて頂きます。議案書は1ページから2ページ、定例会資料1ページの資料1を併せてご覧下さい。

今回的一部改正につきましては、令和7年11月7日開催の第7回臨時会におきまして、新しい保育園の名称の決定について、行政報告をさせて頂いておりましたが、え一令和8年4月1日より、たばかぜ保育園開設に伴い条例を改正するものでございます。

なお、たばかぜ保育園の定員につきましては、これまでの日明保育園、水堀保育園と同じく35人となります。

以上が補足説明となります。ご審議方よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、え一質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町立保育所条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の举手を求めます。

(議長)

举手全員あります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第3号、江差町特定教育保健施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第4号、江差町家庭的保育等保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま一括上程となりました、議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第3号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び、並びに子ども・子育て支援法等の一部を改正する条、え一法律の施行に伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

## 「町民福祉課長」

ただ今、一括上程となりました議案第2号から議案第4号につきまして、補足説明をさせて頂きます。議案書につきましては、3ページから18ページ、定例会資料は、3ページから29ページの資料2から資料4となります。

えー今回の改正につきましては、児童福祉法と国の関係する法律などが改正されたことによるものでございまして、えー資料の新旧対照表にてご説明させて頂きます。えー資料3ページ、えー資料2をご覧下さい。

議案第2号の改正内容につきましては、保育士の要件として、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士を一般制度化し、登録後3年間経過し、一定の勤務経験がある場合、一般保育士とすることが可能となったことや、えー学童保育所、保育園等の職員による虐待に関する通報制度が創設されたことによる改正となります。

次に、資料5ページ、資料3、議案第3号の改正内容につきましては、議案第2号と同じく、職員による虐待に関する通報制度の創設に伴う改正となります。

えー次に資料7ページ、資料4、議案第4号の改正内容につきましては、令和8年4月より、乳児等通園使用、支援事業が、全国の自治体で義務化となることによる改正が主な内容となっております。

えー乳児等通園し、支援事業は、これまで保育所などの利用に当たっては、保護者の就労などが要件となっておりますが、本事業においては、保護者の就労要件に関係なく、0歳6ヶ月から3歳未満までの乳幼児を月一定時間通園できる制度となっております。

えー具体的な制度運用に関する内容は、今後、国より示されることとなっておりますが、まずは事業実施に伴う設備や運営に関する基準を定める必要が有る事から、今回改正をするものでございます。

基本となる設備等に関しては、現行の江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同内容のため、共通部分に関しては、乳児等通園事業支援事業等の文言を追加等し、乳児等通園事業支援事業のみに関する部分につきましては、えー新たに第6章として章立てをさせて頂いております。

また併せまして、先ほどの議案第2号と同様に、職員による虐待の通報制度、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正と、えー乳幼児の利用開始前に実施している母子保健法に規定する健康診断または健康診査により、利用開始時の健康診断を省略出来る事の改正となっております。

えーなお、議案第2号から第4号の条例の施行日は、いずれも公布の日からとするものでございます。

以上が補足説明となります。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

議案第4号について、課長、お聞きします。

あのー、もうちょっとね、資料出るかと思ったら出なくて、ちょっとびっくりしたんですけどもね。これほど重要な問題・課題と言うか制度をなんかさらっと説明して、議員の皆さんもどこまでこれ、これいわゆるマスコミと言うか、新聞的には、報道的には、こども誰でも通園制度の事ですよね。ですよね。

それから、今年は、えーまあ全国で少ないんですけども、北海道では浦河とかかな、いわゆる試行でやってますよね。来年度からこれ義務化ですよね。来年度って4月ですよ。0歳から3歳未満、私預けたいわーって言う保護者は、もし、この制度設計を知つてれば、今この時期、この時期、普通は、もう色々色々、来年度の事、家族の事、もし他に子供いれば、子供との関係などなど、などなど、あれどうやるの、江差町どうするのって言う事を考えるんですよ。

さて質問、ちょっと私びっくりしたね、これね。今日、もうちょっと詳しく出ると思ったけど、じゃあまず、制度設計今のは話だと、どこまでなってるんですか。

江差町としては、まずニーズ調査みたいなのは有るんでしょうか。えー今はそもそも、0歳から3歳児で何人位居て、もう他のところやってますよね、想定して。どれぐらい預けるだろうだとか、ニーズ調査やったりだとか、そもそも1年間で国は10時間でしたか。まあでも、あれは10時間以上って、やれない訳じゃないんですね。などなど、などなど、それから利用料の問題もあります。などなど、今どこまでいってるんでしょうか。

で、つまり、この制度についてね、ま、色々お金の事もありますけれど、どこまで真剣に担当課として受け止めていたのかなって、ちょっと私びっくりしてるんですけども、ちょっとお聞かせ下さい。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えー小野寺議員のご質問にお答え致します。

具体的な制度の運用状況と言う事の、まああのー内容をどれだけと言う事なんですが、

先ほどまあ、説明もさせて頂きましたが、えー例えは利用料であったり、月10時間と言うのは令和7年度でやっておりましたが、具体的なその運用基準と言うものが、あの国の方からは、この12月末までに示して頂けると言う通知を頂いております。

そのまでは、あのーその制度を実施するに当たって、今回の条例改正につきましては、設備等の基準の部分をまずは定める事と。その今、小野寺議員から質問がありました具体的な、例えは利用料金、昨年でいけば一般的に標準は300円というような部分がありましたが、その辺の具体的な公定価格であったりとかですね、その辺も踏まえて、12月末に、えー国の方から示されるというふうに我々ちょっと掘んでるもんですから、その辺の国の情勢を見極めながら制度設計を、ちょっとまあ残り3ヶ月等になるんですが、詰めて行くという形になる予定としております。以上です。

### 「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

### 「小野寺議員」

私、それが遅いって言うんですよ。あの、ある程度、課長ご存知だと、多分、相当調べてるはずですよね。そうしますとね。もう既に今年じゃなくて、もう去年もでしたか。あのある程度、今年は今年でやった部分について、以上出でますよね。まあ色々な問題点も出でます。

だから、どうしたらいいかと言う、まず前提として、あのー細かいところは確かに国出てませんよ。だけど、今時点では大体分かってるんですから、今時点で。一番問題は、そんな事よりも、果たして需要が有るんだろうかと言う一定のものは、もう調べてるところ調べてますからね。なので、あのー12月末と言う事で実際上1月ですよね、入るといったら。もうあと2月3月、だから、いやあのー、年度の途中からでもやるつもりでいらっしゃるのかどうかよく分りませんけれども。

あのー私は、この事業は、ある意味国としては良くやったなと。色々問題あります。10ヶ月でいいのと。江差町にしたら10ヶ月なの、もうちょっと長くするの、地域の皆さんへの要望と言うか、ニーズはどうなのとかって。もうたった2ヶ月か3ヶ月で、仮に4月からやるとすればですよ。これ4月からやらなければならないんですかね、義務づけだから、ですね。だから、もうちょっとスピード感あるような対応と言うのは必要だと思うんですが、どうです、課長。

### 「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

**「町民福祉課長」**

はい。あの一まあ同じような答弁を繰り返し、我々もちよつと情報があれなんですが、国の方からは、今言ったように、時間もですね、えー昨年は、あの一義務化では無く、試験的に実施した中で、まあ10時間であったりとか、えー利用料金標準300円、そこは自治体の判断にもと言う事は、情報は得ているんですが、8年度から義務化と言う事になりますて、その辺を、ま、あのちよつと遅いかもしだれない、国の方も12月末までと言う事だったもんですから、まあその辺の状況を踏まえた中で、えー4月1日からスタートできるように、あの一進めて行きたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思っております。

(議長)

次、飯田議員。

**「飯田議員」**

えーただ今の小野寺質問と、多少こう延長するんですけども、先ほど課長と色々やり取りさせて頂きました。

まつ定員が35名と言う事で、2~3日前の、あの一マスコミ報道ですかね。森町のやっぱり統合保育園、保育所で、やっぱり、その一保育士さんと補助員が足りないために、待機児童が増えていると、そういう報道がありましたんで、ま、先ほど課長の質問で、むしろ35名を大幅に割る見通し。当然ある程度調査はしてると思うんですが、これは35名を前提とした保育園・保育士さんなり、補助員を配置するんですか。それとも現調査で見込まれる入園者を元に、保育士さん、補助員を配置するのかその点どうなんですか。お答え下さい。

**「町民福祉課長」**

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

**「町民福祉課長」**

えー保育所の職員の配置の部分のご質問だったというふうに思います。

え一定員の今見込んでいる職員配置数につきましては、えー想定している見込まれる児童数ですね、算出と言うか、見込んでいるというような状況です。

定員ではなくて、現状見込んでいる状況の中で、えー保育士の配置数を、うー見込んで

いるというような状況になっております。以上です。

(議長)

よろしいですか。はい。

他に質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、一括採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め直ちに一括採決致します。

議案第2号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第3号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第2号、議案第3号、議案第4号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10、議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

港湾施設の長期的な利活用が見込まれ、港湾機能を維持するための環境整備が必要とな

る事から、港湾使用料の算定方法の見直しを行うため、江差町港湾管理条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

**「産業振興課長」**

産業振興課長。

**(議長)**

産業振興課長。

**「産業振興課長」**

えーそれでは、議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について補足説明させて頂きます。議案書は20ページをお開き下さい。えー資料は31ページからになります。

えー今回の改正につきましては、えー近隣町における陸上の風力発電事業や、えーセメント工場による、えー珪石の海上輸送のほか、檜山沖での洋上風力発電事業が推進される見通しもあり、えー長期的な、えー港湾使用、港湾施設の利用が見込まれる事から、えー今後、周辺の環境整備や数千トンを超える重量の資材等が港湾施設に負荷が、負荷をかけることによる、えー劣化や損傷などへの対応が生じることも想定し、町の財源確保を図る観点から、港湾使用料の一部を値上げするものでございます。

内容と致しましては、来年4月より、物揚げ場及び荷捌き地使用料を使用開始から15日までは、これまでの料金に据え置きますが、16日以降の使用量を1平方メートルにつき1日ごとに、えーこれまでの、えー3円から4円に値上げするものでございます。

えーこれは町内事業者による、えー砕石等の石材輸送などは、利用期間が概ね10日前後となっておりまして、えー港湾施設に特段大きな負荷をかけるもので無い事から、利用期間が15日までの港湾使用料については、据え置きとするものでございます。

えーなお、今回の改正案につきましては、本年9月29日に開催した、江差町港湾審議会において審議がなされ、町に対して答申された内容となっております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひ致します。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の举手を求めます。

(議長)

举手全員であります。

よって議案第5号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第11、議案第6号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第6号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）についてでございます。

今回の補正につきましては、生活交通路線等維持費補助事業など16事業に係る経費の補正、27事業の減額の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ6,987万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,250万8千円とするものでございます。

また、併せまして、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案第6号について、補足説明させて頂きます。

議案書22ページから24ページの補正予算構成表をご覧下さい。

まずは、一般補正です。

はじめに、生活交通路線等維持費補助事業です。定例会資料39ページ、資料6をご覧下さい。

本事業につきましては、昨年10月1日から今年9月30日までの1年間における生活交通路線の運行経費について、函館バス株式会社へ赤字分を補助するもので、例年この時期に補正予算をお願いしているものでございます。

前年比では、494万9千円の減となりました。

内訳につきましては、函館江差線及び檜山海岸線において経常費用が増加し、251万6千円増となった一方で、町単独路線の館線・稻見線が昨年3月末に廃止となったことに伴い746万5千円減となったものです。

補正額は、1,013万8千円。全額一般財源ですが、別途特別交付税が措置されます。

次に、関連がございますで、3事業を一括して説明致します。

令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還、令和6年度障害者医療費国庫負担金返還、後期高齢者医療広域連合負担金令和6年度市町村療養給付費負担金の確定及び精算分です。

これらにつきましては、関係法令に基づく負担金の額の確定に伴い、障害者関係については、既に交付を受けた金額との差額分を返還。高齢者、あ、失礼致しました。後期高齢者医療については、納付済み金額の不足分を追納するものです。

補正額は、それぞれ1,077万4千円、633万1千円、1,163万2千円、全額一般財源です。

次に、後期高齢者医療費特別会計繰出金、子ども・子育て支援金制度対応システム改修です。

子ども・子育て支援金制度に対応するべくシステム改修費、175万2千円に対して、交付される国庫補助金175万1千円の端数を繰り出すものです。補正額は、千円です。

次に、介護保険特別会計繰出金令和7年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業で

す。

令和7年度税制改正に伴う介護報酬改正等の制度改正に対応するためのシステム改修費を繰り出すものです。補正額は、38万5千円。全額一般財源です。

次に、国民年金事務総合行政システム改修制度改正対応です。

令和7年度税制改正による特定親族特別控除の創設等に対応するためのシステム改修費です。

補正額は、40万1千円。全額一般財源ですが、別途、道費補助が措置される予定です。

次に、少し順番が飛び恐縮ですが、関連がございますので、3事業を一括してご説明致します。

はじめに、在宅型総合福祉施設管理・燃料費、次に、その4つ下の町会所会館維持管理・燃料費、最後に、さらにその2つ下の文化会館管理・文化会館指定管理です。

いずれもエネルギー価格高騰に伴い、施設の燃料費及び電気料の不足分を増額するものです。補正額は、まるやまが92万9千円、町会所が34万1千円、文化会館が521万5千円です。財源は、全額一般財源です。

次に、民生費・常設保育所費の方に戻りまして、常設保育所運営自動体外式除細動器AED整備事業です。

本件につきましては、札幌市の株式会社アイネス様から本年7月に、ごき、ご寄附頂きました企業版ふるさと納税を活用するもので、寄附意向に基づきまして、子どものサポート体制充実のために、町立かもめ保育園及び統合北部保育所にAED各1台を設置するものです。補正額は、61万2千円です。

次に、妊婦のための支援給付健康管理システム改修です。

子ども・子育て支援法に基づき、妊婦の方などの経済的支援を図る目的に創設された妊婦支援給付金の給付に伴って、妊婦の転出・転入に伴う、自治体間連携に係るシステム改修費を措置します。

補正額は、55万9千円。財源内訳の国庫支出金33万3千円は、妊婦のための支援給付費事業、給付費、失礼致しました。妊婦のための支援給付事業費補助金です。

次に、豊部内川河床低下防止工事下流です。資料7をご覧下さい。

経年的な河床低下により、護岸等の河川構造物の不安定化が進み、昨年度より、対策を講じている豊部内川について、工事区間としている上流側、道南土木事務所付近から下流側、東山林道までの間、約500mのうち、下流区間の延長、152.1mに係る、メートルに係る対策工を実施します。

補正額は、7千万円。財源は、令和7年度までの時限措置とされている緊急自然災害防止対策事業債、いわゆる緊自債を全額充当します。

また併せまして、今年度当初予算で措置した、中流区間の対策工を含めて、年度内に事業が完了出来ないため繰越明許費補正を行うとともに、下流区間の地方債発行に伴って、地方債の増額変更を行うものです。これらにつきましては、議案書28ページ、30ページに第2表、第4表で記載してございますので、併せてご確認下さい。

次に、Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事です。資料8をご覧下さい。

ソフトウェアサポートの期限を令和8年度末に控える、Jアラート受信機を更新するとともに、現在、共同受信させて貰っている北海道総合行政ネットワーク衛星無線回線が、令和8年度、9年度で更新整備されることによって、完成後は、共同受信することが不可能となるため、町の単独受信アンテナを整備します。

補正額は、986万7千円。財源の地方債は、令和7年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債を充当するものです。

また併せまして、本件については、年度内の事業完了が出来ないため繰越明許費補正を行うとともに、地方債の追加補正を行います。第2表・第4表も併せてご確認下さい。

次に、文化会館管理・吸収式冷温水発生機修繕です。

エアコンは、真空状態を保つことで、効率的な冷暖房機能が維持される仕組みですが、文化会館全館の冷房を賄うエアコンについて、経年劣化に伴い、空気漏れが生じていることから、必要な部品交換と漏れ状態の検査を行います。補正額は、143万円。全額一般財源です。

次に一般補正の最後、運動公園管理テニスコート中央フェンス柱修繕です。資料9をご覧下さい。

本年10月27日から28日にかけて発生した暴風により被害を受けたもので、利用者の安全確保と被害の拡大を防止するために、柱を入れ替える復旧工事を行います。

補正額は、97万7千円です。

以上、一般補正16事業の補正額の合計は、1億2,959万2千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

継ぎまして、減額補正です。

多くは、入札執行残や補助金、負担金事業の実績額による減額となります。産業資金貸付については、1企業が前期・後期とも借り入れを辞退したこと、地域DMO事業については、開陽丸管理棟解体に伴う事務所移転によりテナント料が不要となったこと、江差追分会運営補助については、会費が値上げされたことによります。

記載の27事業で5,972万1千円の減額となりました。財源内訳は、記載のとおりです。

以上、一般補正及び減額補正による補正額の合計は、6,987万1千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

最後に、29ページ、第3表・債務負担行為をご覧下さい。

記載の8事業につきましては、新年度直ちに事業実施する必要がありますことから、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札・契約等の手続きを行うため債務負担行為の設定をお願いするものです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

「田畠議員」

はい。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

えーと、ですね。

えーすばり、資料の、あのー6の39ページ見て下さい。

あのー、私この資料見て、もう目を疑いました。バス事業者、一民間企業に経営不振だから赤字になった。だから町民のね、血と汗と涙で作った血税を1,013万8千円出してくれと、これ本末転倒の話ではないのかなと思います。

当然、函バスの方から補助申請の資料が来ているはずです。それを見て、町の方で精査して、多分補助していると思いますが、まず質問する前に、その資料をここに見せて貰わなければ、これ以上、あのー質問出来ませんので、まず、資料有るはずですから、見せて貰いたいとお願いします。

(議長)

資料等の要求はですね、事前に、議会運営委員会に、えー発表、あのー提出してやるものですので、資料等は出せませんので。

「田畠議員」

ちょっと待って、どうして。これは一般質問の時でないですか。これはこれで見て、つい最近判断した話ですよ。駄目なんですか。

(議長)

ちゃんと資料提出、あの資料要求のやつは、日程、配ってますよね。

「田畠議員」

はい。

(議長)

見てますよね。

「田畠議員」

はい。

(議長)

そう言う事です。

「田畠議員」

じゃあ、今日は出せないと言う事ですか。

(議長)

出せませんし。

「田畠議員」

口頭でも言いませんか。

(議長)

出せません。資料は出せません。

質問に答えることしかできません。

「田畠議員」

じゃあ、質問に答えて。ね。普通であればね、一般市場であれば、その会社が赤字でましたからね。基本的にマーケットから資金調達するんですよ。それは当たり前ですよね。

(議長)

田畠議員。田畠議員。田畠議員、ごめんなさい。聞こえないそうです。マイクで。

「田畠議員」

ああ、はい。失礼しました。

あのー通常はね、一般社会では、会社、お店がゆるぐない、赤字だと、どうしますか。マーケットから普通、資金調査するんですよ。銀行ですよ。持ってたら銀行も、勿論鼻にもかけないんだけど。

そのまず質問する前に、その申請を受け取ってね、ね、町で分かったと、こここの部分はこうやろうと、そう言う事が、あのー文書で今日間に合うのであればね、あのー、とにかく数字で、あのー文書で、言葉で、何、人件費になるのか、ガソリン代なのか、車維持なのか分かりません。分かりませんが、一応この中身をちょっと言って下さい。まあそつから始めます。お願いします。

「まちづくり課長」

まちづくり課長。

(議長)

まちづくり課長。

「まちづくり課長」

え一田畠議員のご質問にご答弁申し上げます。

え一函館バス株式会社様からは、あ一、え一補助の要望と言う事で、申請を頂いているものでございます。え一バスの補助につきましては、地域の、お一公共交通の維持、地方、地域住民の利便性の向上、地域経済の活性化に寄与するというもので、例年このタイミングで、え一赤字分を補助していると言う事で、例年そう、このようにさせて頂いているものでございます。

え一函館江差線、檜山海岸線につきましては、国、道の補助も入りまして、え一残額分を町が、あ一補填するという形での補助という仕組みになっているものでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

で、その上で、今回、え一赤字が発生している大きな要因としましては、え一函バスさんにおきまして、え一色んな設備投資等も行います。そういう諸経費の増加、或いは燃料費の高騰等に伴う、う一経費の増加という部分が、あ一経費の増に繋がっているものというふうに説明を受けているところでございます。以上でございます。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

あのーそれは、当たり前の話ですよね。その1千万うんぬんの、貴重なこの血税のね、出す、出させる、貰う、払う。ね、きっと中身を精査しますか。何故、赤字なのか、分かります。どれだけ函バスが、営業、経営努力したか分かりますか。全然、その営業努力は見えてません。

そこで関連して、私は7年前にそのことを一般市民から頼まれまして、実はあのー尾山、田沢の毎朝の通学の江差高校の通学で、とても危険な怖いことを今でも感じていると。道路を渡るのに、とんでもない数字の、あのーマイカーで学校に通ってるんですよ。何度もこれで怪我した子がいます。固有名詞出してもいいですけど。それで初めて聞きました。でも、現実をしっかりと把握しなければね。対応できないと思いますんで、私、独自に調べました。ちょっと眼鏡はめますんで、あのー5分で済みます。

江差高等学校の自家用通学生徒の送迎実態調査報告書。令和元年5月

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

22日。

(議長)

田畠議員。田畠議員。

「田畠議員」

はい。

(議長)

ごめんなさいね。これ今、バスの函バスについて説明します、質問しますよね。

「田畠議員」

そうです。そうです。

(議長)

それ関連あります。

「田畠議員」

あります。黙って聞きなさい。

(議長)

きっちりあります。

「田畠議員」

あります、きっちり聞いていなさい。

令和元年5月22日、木曜日。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

はい、なんですか。

(議長)

関連ありますか。

**「田畠議員」**

あります。大いにあります。だから言うんです。

営業努力をしてないから話してるんです。黙って聞きなさい。

**(議長)**

議長に対してちょっと無礼じゃないですか。

**「田畠議員」**

聞いて下さい。調査時間 7 時 42 分から 8 時 26 分、44 分間です。

実施者江差高等学校、O B、田畠豊利でございます。

場所、江差高等学校正門向かいの場所、手法、自分の車、プラツツ、自家用車の車内で実施した。送迎、自家用の台数 211 台です。営業車 3 台です。内訳ですけど。公共バス 6 台、乗ってる人数が 59 人乗ってました。50% 以上が複数乗車です。ピストン車は 10 台ありました。

結論的には 300 人以上は、マイカー通学、このようなことは駄目とこう書いています。

最後に、通勤途中なので、会う父兄です。生徒を送迎して何が悪いのか。という保護者の主張があります。車内、車中内から見る限り、勤務に向かう服装ではなかった。

また、6割から8割が女性ドライバーでした。3ページ目、もう一度を言います。バス料金の方が、自家用車の燃料代よりも高いためって言ってました。職場が学校の近くにあるためと言つてました。近所の保護者は、生徒を毎日送迎しているので、何となく行つてます。こういう状態です。バス料金と自家用車の経費の比較について話します。

バス料金、例として、南浜から学校までです。1ヶ月、1万、1万4、800円掛ける 12 で 17 万 7, 600 円年間の経費です。

自家、自家用自動車の経費は 1ヶ月、2万3、400円 × 12ヶ月で 28 万 800 円です。差額が 10 万 3, 200 円です。中身はガソリン代、1リッター 15 キロで 3, 100 円、自家用車、ローン 1 万 円、損害保険 4, 500 円、オイルエレメント代 800 円、タイヤ夏冬、その他で約 5, 000 円掛かっております。これがその内訳でございます。

それで、江差高校は、令和 2 年度からマイカーによる生徒の送迎はやめます宣言と言う事を提案しました。本来あるべき形態に普通の状態に戻すべきだと書いています。保護者は生徒の自立発展には、ただ見守るだけ、ノータッチ書いています。

通学生徒の通学方法は、徒歩、自転車、公共バスのみ書いております。

P S として、小中学生が公共バス通学しているのを、こうして見て、毎日見てみますと、江差高校の生徒は、それ以下であると書いています。

まずしっかりと、このことを認識する。親子で考え、猛省することから始めるべきである。

そもそも、このような稚拙な問題が、ちょっと聞いてる。

大きな問題で有る事に気づこう。気付こう。さらにページとして、このうち、皆勤賞も

8名いました。全てバス通学です。この8名は全て部活をしております。この8名全てが大学等に進学しております。

以上が、このことを教育局、PTA、学校、函バスにも出しました。未だに、なしのつぶてであります。と言う事は、簡単に言うと、この、あの一バ、マイカー通学をバスに変えるならば、ほぼ5千万近い年間売上だったんですよ、当時は。それを函バスの森健司社長も言いました。でも、未だに、なしのつぶてでございます。

つまり、営業努力は一切してないんです。何故そういうどこに補助金に出すんですかと私は強く言いたいんですよね。そういう訳で、一つ、あの、このう一、え一と、補助金の拠出に私は反対致します。以上です。

誰でもいいよ、答弁するのは。どうぞ。

(議長)

質問じゃないじゃないですか、結局。

(議長)

何も質問じゃないじゃないですか。自己満足じゃないですか、それ。

(議長)

今の質問じゃないですよね。

(議長)

質問じゃないですよね。

(議長)

質問でしたら答弁させますか。

(議長)

やる必要はないんじゃないかという。

(議長)

ちょっと、暫時休憩致します。

休憩 15:27

再開 15:28

(議長)

では、再開致します。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。え一田畠議員からのご質問にご答弁致します。

え一江差町と致しましては、え一この路線につきましては、え一国、道、町で連携しながら補助をしているものでございます。地域の公共交通にとって必要な路線と言う事で補助しているものでございまして、補助の必要性は十分にあると理解して、補正予算のお願いをしているところでございますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

田畠議員。

「田畠議員」

あのーそこがね、本末転倒ですよ。赤字だと、マーケットが探せばいいんですよ、銀行から。何故行かないんですか。何故を使うんですか。これやって駄目で初めてね、少しでも、ま、ケツ拭いてもいいかなって気するけれど、何も努力してないですね。

これでちゃんとやってれば、本当になってですね、補助金を出す必要ないんですよ。

だから、ちゃんとその辺をね、補助金申請の際にちゃんと精査してないからこうなるんですよ。だから今度は悪いけど、1千万の拠出は反対です。以上です。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

え一私から説明をさせて頂きますけど、毎年これは、この時期に、議会に路線バスの公共交通の維持と言うところでご提案をしていって、させて頂いて、この間も去年も一昨年も同じ提案をさせて頂いて可決をして頂いているところでございます。

ま、もし、田畠議員のおっしゃることが一つ分かるとすれば、営業努力が足りないというはあるのかな、そう言うご指摘は、万が一にもあるのかなとは思いますけれども、もし田畠議員の論理で行くと、民間企業は赤字であれば、撤退をすると言う事になる。赤字の路線を維持するのは、民間企業としては、なかなかそれは難しいと言う事で撤退になってしまいます。

しかしながら、江差町として、この路線は生活、町民の皆さん的生活には、必要な路線

だと言う事で、維持をするために赤字の分を国と道と町で負担をして路線を維持しているという状況でございます。

私は、ま、営業努力が足りないというご指摘はあるかも知れませんけれども、この路線は、税金をかけてもしっかりと維持していく必要があるというふうに考えておりますのでご理解頂ければなと思います。

(議長)

以上で、て、田畠議員、もう終わりました。3問終わりました。

以上で提案理由の説明を終わります、あ、質疑希望はありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第6号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数あります。

よって議案第6号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第12、議案第7号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について、日程第13、議案第8号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については関連がありますので一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただ今一括上程となりました、議案第7号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について、議案第8号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、子ども子育て支援金制度に対応するためのシステム改修等に伴う所要の経費の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

まずは、議案第7号から補足説明させて頂きます。議案書51ページの補正予算構成表をご覧下さい。

事業名は、国民健康保険システム改修制度改正対応でございます。本事業につきましては、子ども子育て支援金制度に対応するべく、システム改修費でございまして、補正額は108万7千円、財源は国庫補助金が108万6千円で、一般財源が千円でございます。

次に、議案第8号について補足説明させて頂きます。議案書63ページの補正予算構成表をご覧下さい。

初めに、後期高齢者医療システム改修制度改正対応でございます。本事業につきましても、子ども子育て支援金制度に対応するべく、システム改修費でございまして、補正額は175万2千円、財源は国庫補助金が175万1千円で、一般会計からの繰入金が千円でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

今年度の北海道後期高齢者医療広域連合の事務費負担金額の決定に伴い、予算を減額するものでございます。補正額は105万4千円の減、財源は事務費繰入金でございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに一括採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決致します。

(議長)

議案第7号、令和7年、7年度江差町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第8号、7度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第7号、議案第8号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第14、議案第9号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第9号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでござります。

今回の補正につきましては、介護報酬改定に対応するための介護保険システム改修に伴う所要の経費の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、38万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億5,090万4千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と合わせまして歳入歳出それぞれ、12億5,550万8千円となるものでございます。

また、併せて債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

議案第9号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明させて頂きます。議案書75ページの補正予算構成表をご覧下さい。

令和7年度税制改正に伴い、介護保険制度においては、介護保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定していることから、令和8年9月、4月以降の介護保険料算定に対応する仕組みを確保するために、令和7年度中にシステム改修が必要となるものです。

財源につきましては、その他、特定財源38万5千円となっており、国の交付額が判明次第、え一財源更正を行う予定としております。

続きまして、78ページ、第2表、債務負担行為をご覧下さい。

記載の一般介護予防事業に伴う4事業につきまして、新年度を直ちに事業を実施する必要がありますことから、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札契約等の手続きを行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

審議希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第9号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10、議案第10号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第10号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正につきましては、新・道の駅及び公設地方卸売市場移転に係る公共施設設置工事に伴う補正をお願いするものでございまして、資本的収入及び支出の予算額に1,140万円を追加するものでございます。

また併せまして、企業債限度額の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

えーそれでは、私の方からは、えー議案第10号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算、えー（第3号）について補足説明させて頂きます。議案書の87ページをお開き下さい。えー併せて、えー定例会資料の10、11、えー47、49ページをご覧下さい。

えー最初に、えー新・道の駅に係る下水道の公共柵設置工事です。

えー現在、えーかもめ島入口付近から、えー50m程度入った場所から、開陽丸管理棟の外側にあります、えー公衆トイレ付近まで、えー港湾道路の改良工事を行っており、えー港湾管理者の函館開発建設部と今後の工程などについて協議を行いましたところ、新・道の駅の下水道工事については、年度内に工事を終える必要がありますことから、えー本管布設35m、えー小型マンホール3基、公共柵一基を設置します。補正額は430万円です。

次に、えー地方卸売市場移転に係る下水道の公共柵工事です。

えー公設市場移転に伴い、新たな場所、おー地域振興センター向かい側に、えー建設されることから、年度内に工事を終える必要があり、えー本管50m、小型マンホール2基、公共柵1基を設置します。補正額は710万円です。

えー以上の2事業の補正額の合計は、1,140万円となり、予算第4条、資本的収入及び支出の予算額に、それぞれ1,140万円を追加するものでございます。

また、併せて、えー予算第6条の企業債の限度額につきましては、記載の通り変更するものでございます。

えー議案書88ページの令和7年度のキャッシュフロー計算書、えー89ページからの貸借対照表につきましては、記載の通りとなっておりますので、説明は割愛させて頂きます。

えー以上が補足説明となりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

審議希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第10号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第16、議案第11号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第17号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第11号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第17号）についてでござります。

今回の補正につきましては、きれいなまちづくり推進事業など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、72億7,450万8千円とするもので

ございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案第11号について、補足説明させて頂きます。

議案目次・その2、3ページの補正予算構成表、併せて、定例会資N o. 2、資料12をご覧下さい。

本件につきましては、通年の海岸漂着物に加えて、本年8月19日に発生した大雨等に伴い、漂着した大量の流木等の除去費用について、先月17日に北海道から海岸漂着物等地域対策推進事業補助金、2,272万2千円の交付決定を受けましたことから、関連する3事業について補正を行うものです。

はじめに、二段落目の令和7年8月19日の大雨等に係る災害対策、海岸漂着物緊急対策から説明させて頂きます。

本事業につきましては、大雨後の応急対策として、町において、陸側に押し上げした流木等の海岸漂着物を、サクラマス、秋、秋サケの定置網漁の支障とならないよう、また景観保全のために収集廃棄処分するものです。補正額は、2,200万円です。

次に、きれいなまちづくり推進と海水浴場運営について、関連がございますので一括説明致します。

いずれの事業も、通年の海岸維持作業において、既に支出している収集廃棄処分費を、今回の道補助金の交付決定に関わって財源更正するものです。財源更正の額は、それぞれ5万2千円、176万2千円です。

以上、補正額の合計は、2,200万円となりました。財源内訳は、記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

審議希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第17号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第11号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第17、発議第1号、国立病院の機能強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案について、お手元に配付の通りですので、説明討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第1号については原案の通り決しました。

(議長)

以上で、本定例会に付議された案件については全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

令和7年第4回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん大変お疲れ様でした。ご協力ありがとうございました。

閉会 15:45